

フィリピン「アセアン日本開発基金、工業・支援産業拡充事業」

評価報告：1999年12月

現地調査：1999年1月

事業要項

	アセアン日本開発基金(AJDF)	工業・支援産業拡充事業(ISSEP)
借入人	フィリピン開発銀行 (DBP)	
実施機関	フィリピン開発銀行 (DBP)	
保証人	フィリピン共和国政府	
交換公文締結	1991年5月	1994年11月
借款契約調印	1991年6月	1994年12月
貸付完了	1996年9月	2000年3月
貸付承諾額	30,084百万円	22,500百万円
貸付実行額	30,084百万円	22,500百万円
調達条件	一般アンタイト	
貸付条件	金利 2.5% 償還期間 30年 (うち据置 10年)	金利 3.0% 償還期間 30年 (うち据置 10年)

参 考

- (1) 通貨単位：ペソ(Peso)
 (2) 為替レート：(IFS 年平均市場レート)

年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	
レート	ペソ / US\$	24.3	27.5	25.5	27.1	26.4	25.7	26.2	29.5	40.9
	円 / US\$	144.8	134.7	126.7	111.2	102.2	94.1	108.8	121.0	130.9
	円 / ペソ	6.0	4.9	5.0	4.1	3.9	3.7	4.2	4.1	3.2
CPI(1990=100)	100	118.7	129.3	139.1	151.7	164.0	177.8	186.7	203.5	

- (3) 会計年度：フィリピン： 1月～12月

- (4) 略語：

AJDF: ASEAN-Japan Development Fund

(アセアン日本開発基金。カテゴリーA は、域内経済協力促進事業支援のため、カテゴリーB は民間産業部門育成事業の支援のための TSL。本評価では、カテゴリーB 部分のみ対象としている。)

ISSEP: Industrial & Support Services Expansion Program(工業・支援産業拡充事業)

DBP: Development Bank of the Philippines(フィリピン開発銀行)

ECC: Environmental Compliance Certificate

(環境基準認定。環境天然資源省が定める環境配慮基準を満たしている認定)

FSAL: Financial Sector Adjustment Loan(金融セクター構造調整融資)

IGLF: Industrial Guarantee Loan Fund

(産業保証融資基金。世界銀行の小規模企業向け保証および融資プログラム)

PFI: Participating Financial Institutions

(DBP 所定の選定手続きに従って適格と認定された仲介金融機関。本報告書では「PFI」は、本事業の適格 PFI のこと、斜体の「PFI」は、DBP が適格と認定した民間金融機関全体のことを指す)

WAIR: Weighted Average Interest Rate

(PFI およびエンド・ユーザーへの転貸金利の基礎となる金利)

事業地



1. 事業実施の背景と必要性

1.1 事業目的

アセアン日本開発基金(DBP 部分)¹、(以下「AJDF」とする)、および工業・支援産業拡充事業、(以下「ISSEP」とする)のふたつのプログラムは、同国において調達困難な低利長期固定資金を供給することにより、1)製造業を中心とする中・小規模企業の発展・育成、2)民間金融機関の中小企業向け融資技術の向上を図るものである。具体的には、フィリピン開発銀行(DBP)を仲介として、適格金融機関(Participating Financial Institutions; PFIs)を通じてエンド・ユーザーである中小企業に融資する、いわゆるツー・ステップ・ローン(以下「TSL」)である。なお、以下で本事業という場合、AJDF と ISSEP をまとめて指すものとする。

1.2 事業の背景と必要性

1.2.1 背景

AJDF の導入が検討された 1990 年当時、フィリピンでは、中小企業の重要性が認識されはじめた時期であった²。フィリピンの 1987-1992 年の中期開発計画(Medium Term Philippines Development Plan, 1987-1992)では、13 の国家的重点政策の一つとして零細・小・中規模企業の振興が目的として掲げられ、金融および技術面での支援が計画されていた³。この開発計画期間中に、AJDF が同国で実施されることが決定されたため、低利・長期・固定資金の調達が難しい同国において、民間セクターの旺盛な資金需要にこたえるものとして期待された。

一方、AJDF が実施されると時を同じくして、フィリピン経済は成長軌道に乗り、順調な発展を果たした。零細・小・中規模企業の資金需要も急速に拡大し、その結果、1991 年からは、比政府による中小企業向け金融支援プログラムへの申請数が飛躍的に伸びている。しかし、かかる状況に対して、中小企業に向けた民間金融機関からの低利・長期・固定資金供給は不十分であった。

その後もフィリピン経済は成長を続け、AJDF が終了する 1995 年にかけては、中小企業の資金需要は一層増えるものと見込まれた。そこで AJDF と同様の金融プログラム事業の導入が検討された。その結果、1994 年 12 月に AJDF の実質上の継続プログラムとして ISSEP が導入された。

1.2.2 フィリピンの中小企業の状況と問題点

従来、フィリピンには、共和国法上の定義として総資産額による中小企業の区分が存在したが、実際はその他にも多様な定義が使用されており、どの定義を使用するかは、各省庁、

¹ 「アセアン日本開発基金」は、フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシアを対象にした TSL である。この基金には、二つのカテゴリー区分がある。カテゴリー A は、域内経済協力促進事業を、カテゴリー B は、民間産業部門育成事業を、支援するものである。本評価では、フィリピンのカテゴリー B 部分のみ対象としている。

² 本行では 1980 年と 1988 年に技術生活資源センター(Technology and Livelihood Resource Center ; TLRC)を実施機関とする「輸出産業近代化プログラム」によって支援を行ってきた。

³ 中期開発計画下では、フィリピン政府独自の金融的支援として 11 のプログラムが実施された。そうした金融プログラムは、1987 から 92 年の 6 年間に金額にして年平均 47.7%の伸びを示し(総融資額 180 億ペソ)、かなりの成功を収めている。

機関によって異なっていた。そこで1995年4月には、統一的な中小企業政策の基盤とするため、総資産規模による新しい企業の定義が発表された。それ以後、中小企業支援は基本的にこの定義を使用して計画・実施されるようになってきている⁴。さらに、各金融機関はこの定義を使用し、中小企業に対する融資額を管理することになっている(表1参照)。

表1 フィリピンの中小企業の定義

	1991年時点		1995年4月以降	
	従業員数	資産規模	従業員数	資産規模
Micro		5万ペソ以下		15万ペソ以下
零細(Cottage)	10人未満	5～50万ペソ以下		15～150万ペソ以下
小規模(Small)	10～99人	50～500万ペソ以下		150～1500万ペソ以下
中規模(Medium)	100～199人	500～2000万ペソ以下		1500～6000万ペソ以下
大規模(Large)	200人以上	2000万ペソ超	200人以上	6000万ペソ超

出所：フィリピン貿易工業省、中小企業開発局

注：中央銀行が発表する統計では、総資産150万ペソ以下の企業を「Micro」に一括している。

この定義に従って、フィリピンにおける製造業の全事業所数をみると、全体のうち零細・中小企業が占める比率は、88年時点で98.9%である。因みに、同様の定義を用いて従業員規模で区分した時の日本における中小企業の事業所に占める比率は99.1%(1990年)であり、中小企業の事業所比率においては、日本とフィリピンの間に大きな差はない⁵。

表2 中小製造業の製造業全体に占めるウエイト

	事業所数			従業員数			付加価値			出荷額		
	フィリピン(1988)	フィリピン(1994)	日本(1990)	フィリピン(1988)	フィリピン(1994)	日本(1990)	フィリピン(1988)	フィリピン(1994)	日本(1990)	フィリピン(1988)	フィリピン(1994)	日本(1990)
零細(Micro)	88.3%	88.4%	56.0%	22.7%	24.3%	13.0%	3.7%	4.4%	6.9%	3.4%	3.2%	5.0%
小規模(Small)	9.8%	9.8%	40.3%	18.5%	18.1%	41.6%	10.8%	10.7%	30.1%	11.7%	10.9%	28.0%
中規模(Medium)	0.9%	0.8%	2.8%	8.8%	8.9%	17.9%	10.0%	11.6%	18.4%	11.2%	11.7%	18.8%
中小企業計	98.9%	99.0%	99.1%	50.0%	51.3%	72.4%	24.6%	26.7%	55.5%	26.3%	25.7%	51.8%
大規模(Large)	1.1%	1.0%	0.9%	50.0%	46.7%	27.6%	75.4%	73.3%	44.5%	73.7%	74.3%	48.2%
合計	100%	100%	100%	100%	98%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

出所：フィリピン国家統計局「事業所センサス」、日本通商産業省「工業統計表」

注：1)ここでのフィリピンの企業規模区分は、従業員数によっている。零細は1-9人、小規模は10-99人、中規模は100-199人、大規模は200人以上

2)比較の便宜上、日本の場合も従業員数による区分を採用している。零細は従業員数4-9人、小規模は10-99人、中規模は100-299人の事業所の数値を採用している。

しかし、従業員数、付加価値額、出荷額における中小企業の比率では、日本とフィリピンの間に大きな違いがみられる。すなわち、従業員数ではフィリピン(1988年)が50.0%、日本(1990年)が72.4%、付加価値ベースでは24.6%に対し55.5%、出荷額では26.3%対51.8%と、いずれも日本に比べてフィリピンでは中小企業の比率が小さい(表2参照)。

⁴ しかし、フィリピン大学の中小企業開発センターのように、独自に従業員数による区分を用いて中小企業支援を行っている機関も依然存在する。

⁵ この場合、フィリピンの「中小企業」とは、従業員数200人未満の製造業事業所である。日本の場合は、従業員300人未満の製造業事業所の数値である。

1.3 中小企業政策

フィリピンにおける、製造業と輸出産業を中心とした中小企業政策は、従来、各省庁が縦割りでおのおの多様な支援策を実施していた。このため、1987-1992年の中期開発計画の実施によって整理されるまでは、フィリピン政府の中小企業政策は全体的な統一性のない、効力の弱いものに留まっていた。

1991年1月に、共和国法 RA6977号、通称「中小企業大憲章(Magna Carta for Small Enterprises)」の発布とともに⁶、貿易工業省下の中小企業開発局が事務局となる「中小企業開発委員会(SMEDC)」が設置され、支援策の包括化と強化が図られることとなった。その後は、段階的に整合性の取れた中小企業政策の基礎が固められつつある。

マレーシアで中小企業政策を統括し、総合的に執り行う機関が設置されたのが1996年、タイでは、現在ようやく中小企業基本法の制定に着手したところであるのと比較すると、フィリピンの中小企業振興への政策的な取り組みは早いといえる。

1.4 中小企業金融

フィリピンには、1,000行を超える多様な民間金融機関が存在するが、そのうち資金供給の6割を占める商業銀行の役割は大きい⁷。中小企業向け金融では、その他に、地方銀行(rural banks)や貯蓄銀行(thrift banks)の一種である民間開発銀行(private development banks; PDB)の存在が大きい。

表3 中小企業向け融資額の推移

単位：百万ペソ

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997		1998 ²⁾	
	小規模企業融資						小零細企業	中企業	小零細企業	中企業
総貸付額 ¹⁾ (A)	201,564	208,271	276,463	385,316	560,213	791,568	805,771		893,061	
中小企業向け融資 用資金(B)	16,836	26,799	34,218	53,122	86,931	113,844	107,159	78,426	114,036	85,028
							185,585		199,064	
中小企業向け融資 実行額(C)	14,367	18,483	30,631	48,746	80,535	108,955	90,799	68,764	97,648	71,297
							159,543		168,945	
総貸出額に占める 融資資金比率(B)/(A)	8.4%	12.9%	12.4%	13.8%	15.5%	14.4%	13.3%	9.7%	12.8%	9.5%
							23.0%		22.3%	
中小企業向け融資 実行額比率(C)/(A)	7.1%	8.9%	11.1%	12.7%	14.4%	13.8%	11.3%	8.5%	10.9%	8.0%
							19.8%		18.9%	
中小企業向け資金 融資実行比率(C)/(B)	85.3%	69.0%	89.5%	91.8%	92.6%	95.7%	84.7%	87.7%	85.6%	83.9%
							86.0%		84.9%	

出所：フィリピン中央銀行

注：1)各期における貸付予定の資産額

2)1998年の数値は3月末時点での数値。12月の融資実行額は、小規模企業向けが124,914百万ペソ、中規模企業向けは90,352百万ペソである。

⁶ 中小企業大憲章の中では、中小企業発展のための戦略として、産業に優先順位をつけて育成する、大企業と中小企業の有機的なつながりを強化する、研究開発と技術の支援、人的資源の開発、金融条件の改善の5点があげられている。また、この法律には、政府調達額の10%を中小企業から行うというルールも定められている。

⁷ 商業銀行は、1984年時点で34行、1997年時点で50行ある。上位5行がフィリピンの全商業銀行の総資産額の60%を占めている。

フィリピンは、1980年代前半に深刻な経済危機に見舞われ、金融セクターも大きな影響を被った⁸。この金融セクターの混乱の中で、金利および為替レートが大きく変動したため、民間金融機関は、中・長期資金の供給を極力押さえる対策をとった。その結果、元々、担保不足等で資金調達面で不利な立場にある中小企業は、中長期資金の調達が一層困難な状況に陥った。中小企業が設備投資を行う際には、自己資金を主な原資とし、金融機関からの短期融資の「借換え(roll-over)」によって必要額を調達していた。

フィリピンにおける、1990年代の小規模企業向け貸付実行額の推移をみると、アジア経済危機が起きた1997年までは順調に増加している。この背景には、1991年の中小企業大憲章の中で、小規模企業向け融資用の資金として運用すべき対融資残高比率が定められたことが大きく影響した⁹。また、1997年の合計額が1996年の数値よりも多いのは、小規模企業向け資金枠に加え、新たに中規模企業向け融資のための資金枠が設定されたためである。(中)小企業向け資金融資実行額比率も、1991年から1996年まで上昇基調で推移したが、1997年に10%近く悪化し、それ以降は横ばいで推移している。

⁸ 1990年当時、世界銀行と本行は、こうした金融セクターの混乱を回収するため、金融セクター構造調整融資(FSAL)を協調融資で導入していた。

⁹ ただし、依然としてその内容は短期資金供給が大部分を占め、中小企業が安定的な中長期資金を確保することは容易なことではない。

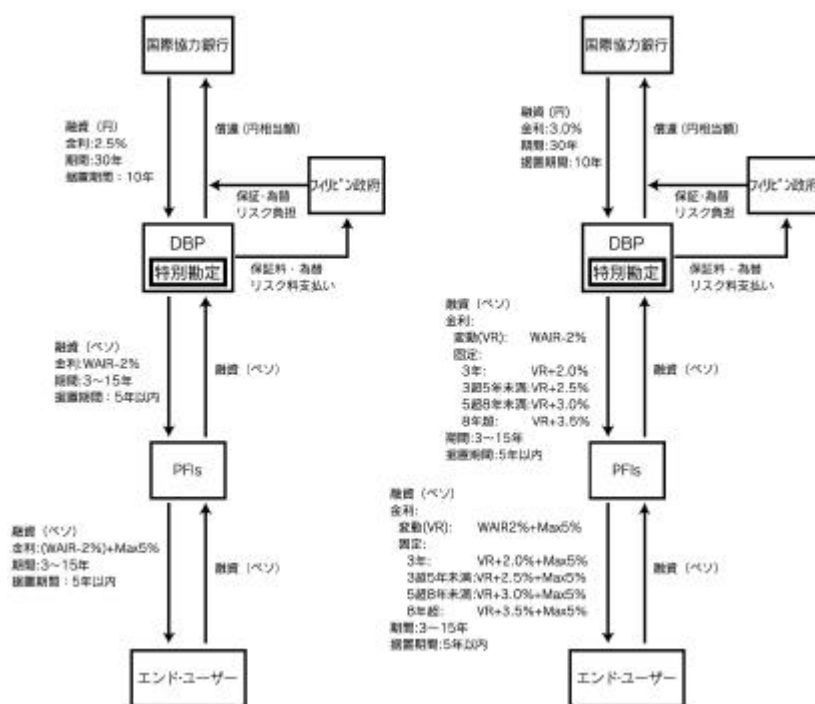
2. 事業概要

2.1 事業スキームの全体像

2.1.1 スキーム概要

本事業は、いわゆる TSL である。しかし、国際協力銀行(以下、「本行」)から DBP に貸し付けられた資金は、DBP が適格と認定した金融機関(PFIs – Participating Financial Institutions)を経由して、最終的にエンド・ユーザーである中小企業に貸付けられる。従って、実質的には「スリー・ステップ」である。なお、DBP による円借款の借入れに対しては、フィリピン政府が保証を行っている。

図1 事業実施スキーム(AJDF(左)、ISSEP(右)、ともに借款契約締結時)



本行と DBP 間の融資・返済は円で、DBP と PFIs 間の融資・返済は、ペソでそれぞれ行われる。さらに、PFIs とエンド・ユーザー間の融資・返済に関してもペソで行われる。DBP から本行への返済段階で発生する為替リスクは、フィリピン政府(フィリピン財務省)が負担することになっており、DBP、PFIs、エンド・ユーザーにとって為替リスクは存在しない。ただし、DBP は、フィリピン政府に対し為替リスクプレミアムを支払っており、その分は、サブ・ローン金利に反映されている。また、DBP は、フィリピン政府による保証に対しても保証料を支払っており、その分は為替プレミアムと同様、サブ・ローン金利に反映される。

2.1.2 実施機関の概要

DBP は、フィリピン土地銀行(LBP)と並ぶフィリピンの二大特殊政府系金融機関であり、フィリピンの全産業を融資対象として中長期資金供給を目的として 1958 年に設立された。しかし、マルコス政権下では、長年にわたり貸付先が政治的に決定されるなど金融機関として不適切な運営が行われた結果、1970 年代には深刻な経営困難に陥った。アキノ政権誕生

後の1987年には、世銀と本行の協調融資による「経済復興融資(Economic Recovery Loan)」を受け入れ、同時に不良資産の資産民営化信託への移管などにより再建を開始した。AJDFが導入された当時、DBPはまだ再建の途上にあり、直接貸付(リテイル)部門の審査・運営能力の改善状態は未知数であった。また、再建計画の中では間接融資(ホールセール)への特化がうたわれていた。これらを踏まえ、本行のAJDFにおいても、民間金融機関を中心とするPFIsを経由する転貸スキームが採用されることになった。

その後の経営内容の改善は順調に進み、DBPは優れた経営内容を示すようになってきている。AJDF期間中、PFIsを経由した転貸融資実績は良好であり、特段問題もみられなかった。このため、ISSEPでも引き続きこの経路を利用した融資スキームが採用されている。

2.1.3 PFIsの概要

DBPは、政府系金融機関として民間金融機関の監督銀行(Apex Bank)の機能を持ち、ホールセール・バンキング部門によって民間金融機関を経由した間接融資が行われていた。DBPはこの間接金融を運営するため民間を中心とする金融機関の認定(Accreditation)システムを有しており、この認定で「適格」とされた金融機関をPFIsと呼んでいる¹⁰。PFIsは、エンド・ユーザーに対する信用リスクを100%負っている。

表4 PFIsの内訳

	全金融機関数	AJDF審査時のPFIs数	ISSEP審査時のPFIs数
商業銀行	29	15	23
特殊政府金融機関	3	1	1
地方銀行など	約900	23	25
非銀行(Non-Banks)			
リース系ファイナンス会社	約70	0	4
投資銀行	約40	0	4
合計		39	57

出所：JBIC資料

DBPによって“PFIs”として適格と認定された金融機関は、AJDF審査時点で45行あったが、本行はそのうち非銀行金融機関(リース系ファイナンス会社と投資銀行)を融資が主業務でない等の理由で、本事業の適格PFIs(以後、「PFIs」は、本事業の適格PFIsのこと、斜体の「PFIs」は、DBPが政策金融プログラムの仲介機関として適格と認定した民間金融機関一般のことを指す)から除外し、適格PFIsを39行とした。

しかし、ISSEP導入時にはDBP側の強い要請もあり¹¹、事業内容の確認の上、非銀行金融機関もPFIsの中にも含めることとした。このため、ISSEP審査時にPFIsと認定された金融機関は57行となった。

DBPはPFIsの適格性を判断するために、四半期毎に各民間金融機関の財務・経営内容の検討を行い、更に年1回はPFIsの全体的な見直しを行っており、それによって認定を受け

¹⁰ PFIsには、民間金融機関の他、政府系金融機関であるフィリピン土地銀行(LBP)などが含まれている。

¹¹ DBPは、リース系ファイナンス会社などの非銀行金融機関が、中小企業を対象に設備投資資金を供給している多くの実績を踏まえ、エンド・ユーザーの利便性を向上させるために非銀行金融機関をPFIsに含めるよう、本行に要請している。

る金融機関数は変動する。従って、PFIと認定されていた金融機関でも、その後除外されることもあり、或いは新たに適格とされる金融機関もある。因みに、ISSEPのPFIは97年時点で70に増加した。

PFIは一つのエンド・ユーザーに対し、基本的に単独で転貸融資を行うが、AJDFおよびISSEPでは、1つのエンド・ユーザーに対する融資上限額の枠内で複数のPFIがシンジケーション融資を行うことが認められている。また、ISSEPでは、このシンジケーションにDBP(リテール部門)が参加することが認められた。

2.2 サブローンの融資条件

本事業におけるサブローンの融資条件は以下のとおり。

2.2.1 対象業種

AJDFでは、「中・小規模の民間企業」全般の振興を目的とし、特に対象業種の限定を行わなかった。しかし、優先セクターとして、製造業・非製造業のなかで社会的・経済的影響の大きい産業分野を10分野挙げた。表5に「除外業種」として挙げてある業種は、社会的・環境面への配慮から融資対象から除外された業種である。

表5 対象業種・セクター

AJDF		ISSEP	
優先産業分野	除外業種	ポジティブ・リスト(業種)	除外業種
食品	爆薬	食品	爆薬
繊維製品	危険薬物	繊維製品	危険薬物
教育	毛皮	木工・コルク製品	毛皮
健康・保健製品	殺虫剤	電気/産業用機械および部品類	殺虫剤
情報通信	無機染料	プラスチック製品	無機染料
電力	危険溶剤塗料	金属製品	危険溶剤塗料
運輸	塩素 苛性ソーダ	玩具類	塩素 苛性ソーダ
印刷	アスベスト	履物	アスベスト
金属	武器・弾薬	ゴム製品	武器・弾薬
エンジニアリング		ガラスおよびガラス製品類	
		陶磁器類	
		紙および紙製品類	
		輸送用機器	
		工業用化学製品	
		アパレル	
		貴金属類	
		家具類	
		その他優先セクター(製造業)	
		病院・医療設備	
		教育	
		コンピュータ・ソフトウェア	
		運輸	
		冷蔵設備	
		通信	
		その他優先セクター(非製造業)	

出所：JBIC 資料

一方、ISSEP の審査時には、本行が 1993 年に実施したフィリピンのセクター調査などを参考に、フィリピンにおける産業政策と優遇金利による政策金融との関連性の強化の必要性が指摘、提起された。その結果、IGLF¹²の優先業種、フィリピン貿易工業省の優先投資業種などを参考に DBP が対象業種の選定を行った。結果として、製造業 17 業種、非製造業 6 業種、合計 23 業種が ISSEP の対象業種とされた。

この ISSEP における融資対象業種には、ほとんど全ての業種が含まれており、結果的に、AJDF と ISSEP の融資対象の間に大きな変化は見られなかった。AJDF 下では融資対象に含められ、ISSEP 下で融資対象から外された業種には、観光関連産業、製薬業、セメント業、鋳業・鉄鋼業、インフラ整備周辺産業、印刷・出版、医薬品・衛生関連産業、手工芸製造、倉庫施設などがある¹³。

また、ISSEP では「その他優先産業」を融資対象のポジティブ・リストの項目に加え、将来、本事業の趣旨に沿うとされる業種あるいは事業が出てきた場合の救済策を設けている。

2.2.2 対象企業

サブローンの融資対象企業は、AJDF、ISSEP 共、借入前の総資産が 2 億ペソ未満の企業である。1.2.2 で触れたとおり、フィリピンの定義による中小企業の上限は、AJDF および ISSEP 審査時で総資産額 2,000 万ペソ、その後の定義の改定でも 6,000 万ペソであり、本行融資は零細規模の企業から中堅企業(フィリピン政府の定義では、新旧両方とも「大企業」に含まれる)まで、幅広い規模をカバーする¹⁴。

2.2.3 融資対象

融資に適切とされるプロジェクトは、工場の建設・拡張・近代化および付随業務、に伴う土地造成、機械設備、スベア部品購入、初期運転資金(ISSEP では追加運転資金も含む¹⁵)であり、ISSEP ではさらに環境関連機器への投資も融資対象として明記されることになった。

2.2.4 融資限度額・融資比率

本事業の融資限度額は、AJDF、ISSEP とともに 5 万ペソ以上 1 億ペソ未満である。また、本事業は、エンド・ユーザーのサブ・プロジェクト費用の 80%を上限として融資する。残りの 20%は、エンド・ユーザーが他の資金源あるいは自己資金から独自に調達することとなっている。本事業では、本行の他の TSL にあるような、残り 20%のサブ・プロジェクト費用に対する、PFIs の、あるいは DBP の自己資金による融資は義務づけられていない。これは、全体のスキームを可能な限り簡素化する、多様な PFIs に一律の負担を求めることは本事業の促進という面から望ましくないこと等が主な理由である。

¹² 世界銀行の小規模企業向け(総資産額 2,000 万ペソ未満)の保証および融資プログラム。1990 年央より財務省から DBP に取り扱いが移管された。

¹³ 但し、観光関連産業については遺跡の修復などの事業に関しては、本行が逐次相談を受けて、融資適格か否かを決定することとした。ISSEP で対象業種から除外された業種については、1996 年 5 月に DBP より対象に含めるよう要請があがったが、本行では認めていない。

¹⁴ ちなみに、IGLF では、融資対象企業の総資産の上限を 6,000 万ペソにすることによって、大企業(フィリピンの新定義による)を融資対象から排除している。

¹⁵ 過去 6 ヶ月以内に本行による融資(AJDF か ISSEP)で工場拡大を完了した場合に限り認められる。

2.2.5 転貸金利

実施機関である DBP から PFIs への転貸金利は、エンド・ユーザーに対する金利での譲許性の確保を考慮し、AJDF、ISSEP とも市場金利を反映した指標金利である WAIR(Weighted Average of Interest Rates)¹⁶から 2%を引いたものとされた。そして、PFIs からエンド・ユーザーの転貸金利は、この「WAIR-2%」に最大 5%のスプレッド¹⁷を上乗せしたものである。PFIs は、エンド・ユーザーの事業性や融資期間を考慮して、個々のサブ・ローンに関するスプレッドを 5%を上限として決定する。

DBP は、本行からの借入れ金利と PFIs への転貸金利(WAIR-2%)との間のスプレッドの内、本行への返済分、および管理費用とコンサルタント雇用費用以外は、フィリピン政府に保証料、為替リスク料および利息収入に対する税金(Gross Receipt Tax; GRT)として収めている(下表参照。なお、WAIR の計算方法および実際の転貸金利の推移は、3.3.2 を参照のこと)。

エンド・ユーザーは、変動金利(Variable Rate; VR)と固定金利から選択することができる。さらに、融資期間中に 1 回に限り変更(変動 固定あるいは固定 変動)が認められる。このエンド・ユーザーの選択した金利形態が PFIs と DBP の間の金利にも適応される。

表6 本事業における本行とDBP間のスプレッドの内訳

	AJDF	ISSEP
DBP PFI貸付金利	WAIR-2%	WAIR-2%2)
DBP 本行返済	2.5%	3.0%
本行 - DBP間スプレッド	- = + + +	
DBP管理費用・コンサルタント雇用費用	2.0%	2.0%
DBP 比政府 [保証料]	1.0%	1.0%
DBP 比政府 [GRT]	0.5%	0.5%
DBP 比政府 [為替リスク料]	-(+ + +)	-(+ + +)

出所：JBIC 資料

注：1)、 、 、 は固定。(従って も)は WAIR の変更に伴って変化する。

2)変動金利(VR)の場合のもの。固定金利の場合、融資期間によって VR に数%上乗せされる。上乗せ分の詳細については、3.3.2 を参照。

2.2.6 融資期間(据置期間)および返済頻度

本事業では、AJDF および ISSEP とも、エンド・ユーザーへの融資期間は 3 年以上 15 年以下(据置期間含む)、据置期間は 5 年以内としている。また、返済頻度は少なくとも年二回以上としている。PFIs の段階でリボルビング・ファンド(元本分に対して)が生じないように、「DBP PFIs」と「PFIs エンド・ユーザー」のそれぞれの融資期間および返済頻度は個別に同一とすることになっている。

¹⁶ 中央銀行が逐次公表している、6 ヶ月ものの定期預金の加重平均金利を適用。後に 91 日ものの TB(Treasury Bill)金利の過去 1 ヶ月の平均金利に変更。

¹⁷ ここでいうスプレッドとは、金融機関が貸付資金を調達した時のコスト(調達金利)と、実際に貸付に適用する金利の差のことを指す。「利鞘」と訳されることが多い。

2.2.7 担保・保証

有担保を原則とし、各 PFI の判断で担保設定される。具体的には、物的担保(動産・不動産)および保証(IGLF の活用を含む)を徴求する。前述のとおり、サブ・プロジェクトの信用リスクは PFIs が 100% 負うことになっており、PFIs は各々の基準に応じて、個々のサブ・ローンに対する担保の評価掛け目を決定する。

2.2.8 環境に対する配慮

PFIs および DBP は、サブ・プロジェクトの審査時にエンド・ユーザーが環境天然資源省 (Department of Natural Resource) の環境管理局 (Environmental Management Bureau) の環境基準認定 (ECC) 申請手続きを終了していることを確認し、エンド・ユーザーに対して融資承認後 1 年以内に ECC 取得が完了するよう義務づける。これによって、本事業では環境に対し負の影響が出ないように配慮している。ただし、サブ・ローンによる融資額が 2,000 万ペソ以下の場合、エンド・ユーザーは、環境管理局の環境影響アセスメント・システムの対象外の業種であれば、ECC の取得は必要ないとされている¹⁸。

2.3 コンサルティング・サービス

本事業では、DBP、PFIs、およびエンド・ユーザーである中小企業に対する金融以外の側面の強化のため、コンサルタントによる技術支援 (Technical Assistance: TA) も行われることになった (コンサルタントの TOR は、表 7 のとおり)。なお、TA を行うコンサルタントの雇用費用は、DBP の自己資金 (金利スプレッド中、DBP が受け取る 2% の管理費・コンサルタント雇用費) の中から支出される。

表7 コンサルタントのTOR

AJDF	ISSEP
AJDF プログラムのプロモーション	ISSEP のプロモーション
(ア) プロモーションに必要な資料の準備	日本の開発金融・経済発展に関する講演シリーズの開催
(イ) プロモーションの実施	中小企業に対する訓練と技術支援 (AJDF のインパクト調査も含む)
PFIs の機能強化 (プロジェクト・ファイナンスに関して)	
(ア) DBP のスタッフ訓練	PFIs の機能強化 (プロジェクト評価等)
(イ) PFIs のスタッフ訓練	DBP のスタッフの訓練
AJDF プログラムのモニタリング	裾野産業支援システムについての調査
(ア) DBP および PFIs におけるモニタリング	
(イ) モニタリングの見直し	
エンド・ユーザーへの支援	
マーケティング、技術、経営管理等の情報提供	

出所：JBIC 資料

¹⁸ DBP は、融資申請手続きを可能な限り簡素化するために、こうした ECC 取得の免除条件を定めた。しかし、現状では、環境管理局の環境アセスメント・システムのリストが対象業種あるいは事業内容を明確に定めていないため、全てのエンド・ユーザーが ECC の取得手続きを行わざるを得ない。尚、ECC 取得については、PFIs により取得が確認されており、特段問題はない。

3. 事業実施にかかる分析と評価

3.1 事業費

本行から DBP に対する貸付は、AJDF、ISSEP とともに順調に行われた。具体的には、AJDF では、1991 年 9 月から 1995 年 3 月にかけて 300 億 8,400 万円、ISSEP では、1995 年 3 月から 1997 年 7 月にかけて 225 億円の貸付実行がなされた。

表8 AJDF および ISSEP の貸付実行(本行から DBP へ)

単位：百万円

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	合計
AJDF(計画)	7,200	12,433	10,451	-	-	-	-	30,084
AJDF(実績)	2,002	12,242	6,297	6,551	2,992	-	-	30,084
ISSEP(計画)	-	-	-	-	5,625	8,437	8,438	22,500
ISSEP(実績)	-	-	-	-	7,954	12,093	2,453	22,500

出所：JBIC 資料、その他

3.2 実施体制

本事業のサブ・プロジェクトの融資および管理に関しては、融資対象、金利等の基本条件を除いては、DBP にほぼ一任された。

3.2.1 融資手続き

本事業では、エンド・ユーザーは、PFI(s)に対して融資申し込みを行う。当該 PFI(s)は申し込みを受けると、まず、DBP のホールセール部に打診を行い、DBP ホールセール部の情報管理システム(MIS: Management Information System)課は当該 PFI の信用枠に残高があるか、そして AJDF あるいは ISSEP に利用可能な枠があるかどうかをチェックする。いずれも問題がない場合、PFI はエンド・ユーザーに必要書類を徴求し、財務諸表や投資計画に関する確認を行い、審査を行う。その後、PFIs は貸付実行申請のためのプロジェクト・サマリーを作成し DBP に提出する。

エンド・ユーザーの信用リスクはすべて PFIs が負うので、DBP は、原則的に、個別サブ・プロジェクトの審査について、PFIs 提出のサマリーシートに記載されているエンド・ユーザーの総資産規模や自己資本比率などの数値が融資基準に合致しているかどうかの確認のみを行う。

DBP のホールセール部での申請内容のチェックが済むと、DBP 役員会の承認と、その後の貸付実行レビュー・シート / 貸付実行メモの作成を経て、貸付が実行される。以下の条件を満たす場合は、直接 DBP からエンド・ユーザーに資金の供給が行われる場合もある。

エンド・ユーザーへのサブ・ローン金額が 3,000 万ペソ以上であること、

1 つ以上の PFIs との協調融資であること、

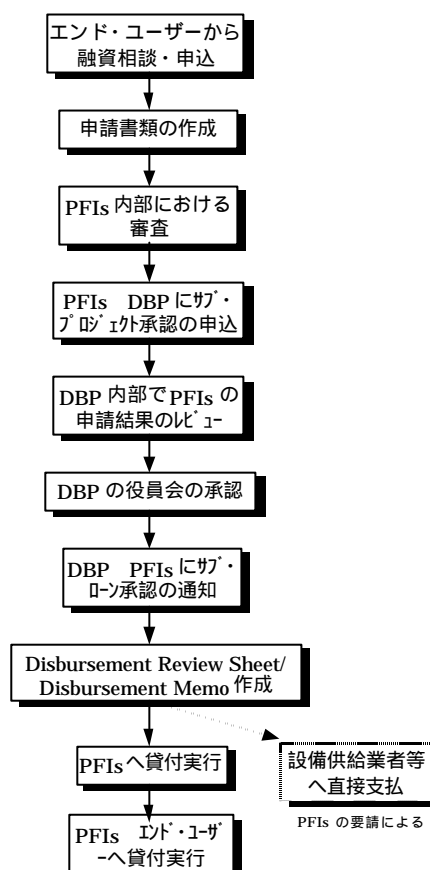
協調融資額のうち、DBP からの融資額が 50%を超えないこと、

DBP の協調融資への参加により、その譲許性が確保されること。

DBPの説明によると、PFIからDBPへの申請からPFIに対するDBPの貸付実行までの日数は、最長でも5日間であるという¹⁹。これは、DBPの努力の成果として評価してよいであろう。

ただし、最近では、正式な報告は無いものの、わずかながら、エンド・ユーザーに延滞が発生してきている模様であり、従来、DBPではサブ・ローン申請書の項目チェックだけであったものを、サブ・プロジェクト投資計画の健全性まで含めてチェックする場合が増えており、DBPでの審査に要する時間は増加する傾向にある²⁰。

図2 融資の審査・貸付体制のフロー図



¹⁹ 5日間の内訳は、企業規模、産業分野、融資規模など基本的な融資適格事項の確認に2日間、財務指標や投資計画に関する指標の確認のために3日間であり、その後直ちに貸付が実行される(AJDF開始時には、必要額に相応する円をペソに替えるためのリード・タイムが2日ほど必要とされたが、その後改善されている)。しかし、PFIからのヒアリングでは、申請から貸付実行までの日数を3週間から1か月としていた。実態がどちらの数字に近いのかについては、今回の調査では確認がとれなかった。PFI側からは、このDBPでの審査時間の長さのために(PFIは原則的に行わない)繋ぎ融資(bridge loan)をせざるを得なかった事例も聞かれた。

²⁰ PFIがサブ・プロジェクトの収益性見積もりなどを容易に計算できるように、DBPは専用のソフトウェアを準備しており、PFIに対し適宜貸与している。今回、本評価の現地調査時に、このソフトウェアを実際に使用して作成されたプロジェクト・サマリーを入手したが、日本の基準からすると、各項目の計算が少々簡易過ぎると同時に、収益性予測計算などがかなり楽観的なものも多く見られた。担当者に確認したところ、従来、この楽観的な見積もりでも問題はなかったが、最近ではSensitivity分析(前提条件を変え、最良から最悪の場合まで、複数のシミュレーションを行う)を多用し、計算の精度を向上させようと努力しているとのことである。

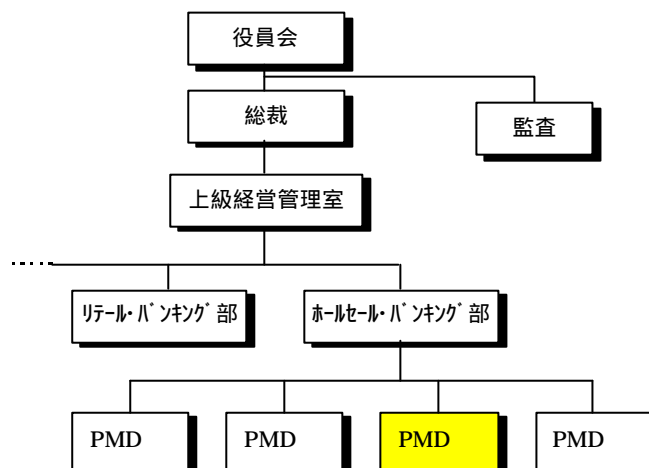
3.2.2 実施体制(実施機関内での管理体制)

本事業の資金は、実施機関である DBP を経由し、PFIs からエンド・ユーザーに融資される。DBP で本事業を担当しているのは、ホールセール・バンキング部(以下「ホールセール部」)である。このホールセール部は、DBP 業務全体の中核であり、現在は 36 人のオフィサーと 21 人のその他の職員が配属されている。ホールセール部では、一人のオフィサーが実質的に 4~8 行の PFIs を管理している。本事業を直接担当しているのは、ホールセール部の Project Management Department (PMD) である。この PMD には、1998 年時点で 16 名が配置されている。

AJDF の審査時、DBP はホールセール業務への特化過程の最終段階にあり、組織も 資金調達運営管理、貸付運営管理、DBP 自体の管理統括の 3 部門から成り立つ旧来のものから、現在のものに変更された直後(この組織改革は 1990 年に行われた)であった。この組織改革によって、リテール部門とホールセール部門の分離が図られ、現在の組織体系になっている。

ホールセール部の主務は、PFIs の信用調査、それに基づいて行われる PFIs への信用割り当て、各 PFIs の信用枠の消化状況の管理である。本事業は、DBP の完成度の高い PFIs 管理システムの中に組み込まれており、これが事業の実効性を高めている。

図3 DBPの組織図



AJDF と ISSEP が、DBP ホールセール部の取り扱う政策金融プログラム全体に占める割合(実行金額ベース)は、1997 年において、それぞれ 18.2%と 12.1%を占め、DBP の中で重要な位置を占めている。また、1997 年時点で DBP の外貨借入に本行円借款からの借入が占める割合が 24.9%、借入全体に占める割合が 22.3%、そして総資産に占める割合が 15.1%と、調達面でも DBP における本行円借款の存在は大きく、しかも、これらの割合は、DBP の財務体質、実施体制、および国内における中長期資金に対する需要動向によるものの、今後も増加が見込まれている。

表9 各政策金融プログラムの構成割合(実行金額ベース)

上段単位：10 億ペソ

CEFP	IGLF	AJDF	ISSEP	ADB 3	IICP	IRP	JEXIM 1	JEXIM 2	JEXIM 3	その他	合計
167	13,089	10,413	6,914	1,357	3,612	8,230	3,758	5,641	4,083	53	57,317
0.3%	22.8%	18.2%	12.1%	2.4%	6.3%	14.4%	6.6%	9.8%	7.1%	0.1%	100.0%

出所：DBP 資料をもとに作成

注：1997 年 12 月現在の数値

CEEP; KfW と世界銀行の共同融資プログラム

IGLF; 世界銀行の信用保証プログラム

ADB3; アジア開発銀行の中小企業プログラム(プログラム名; ADB DBP Project)

IICP; 世界銀行の製造業向けプログラム

IRP; 世界銀行の製造業・裾野産業プログラム

JEXIM1 ~ 3; 旧日本輸出入銀行の中堅企業向け融資プログラムのフェーズ 1 ~ 3
(プログラム名; JEXIM)

このように、本行融資プログラムおよび、本行からの借入は DBP に大きな比重を持っており、DBP の経営戦略上、非常に重要な商品、そして重要な資金調達源と位置づけられている(表 9)。

3.2.3 PFIs の参加状況

AJDF には、審査時で 39 行の PFIs が認定されていたが、実際にサブ・ローンを取り扱った、すなわち AJDF に参加したのは、そのうちの 24 行となっている。業態別の内訳をみると、商業銀行が 15 行、民間開発銀行(private development banks; PDB)が 7 行、貯蓄銀行(thrift banks)が 1 行、政府系銀行が 1 行と、商業銀行と PDB が大半を占めている。また、金額ベースでは、上位 5 行が全体の 59.0%、上位 10 行が全体の 83.4% を占めている。

ISSEP プログラムは、非銀行が適格 PFIs に含まれたこともあり、審査時で 57 行の金融機関が PFIs と認定されたが、実際に ISSEP に参加した PFIs にもやや広がりが出ている。ISSEP を実際に取り扱った PFIs の数は 33 行であり、その中で商業銀行が 16 行、PDB が 7 行と中心を占めることには変わりはないものの、政府系金融機関が 2 行に増え、AJDF ではみられなかった非銀行 4 行が新たに加わっている。一部の PFIs に貸付実行が集中するという傾向は、より強くなり、上位 5 行のシェアは 65.6% に上っている(表 10)²¹。

また、上位 10 行に登場する顔ぶれは、AJDF と ISSEP で変化が小さいが、下位に登場する金融機関は AJDF と ISSEP では入れ替わっている。

²¹ ただし、この一部の PFIs に貸付実行が集中するという傾向は、DBP が取り扱っている他の政策金融プログラムにも同様にみられるものである。

表10 ADJF およびISSEP を取り扱ったPFIの実績

単位：百万ペソ

AJDF				ISSEP			
	金融機関名	業態	実行金額		金融機関名	業態	実行金額
1	Far East Bank & Trust	商業銀行	1,253.9	1	Planter Development Bank	PDB	1,235.2
2	Phil. Commercial International Bank	商業銀行	921.5	2	Far East Bank & Trust	商業銀行	930.9
3	Union Bank of the Philippines	商業銀行	819.7	3	Phil. Commercial International Bank	商業銀行	666.5
4	Banco de Oro Commercial Bank	商業銀行	689.6	4	Rizal Commercial Banking Corp	商業銀行	590.8
5	Planters Development Bank	PDB	621.9	5	United Coconut Planters Bank	商業銀行	378.5
6	Equitable Banking Corporation	商業銀行	492.4	6	Security Bank & Trust Co.	商業銀行	270.0
7	China Banking Corporation	商業銀行	376.1	7	Metropolitan Bank & Trust Co	商業銀行	225.0
8	Land Bank of the Philippines	政府系	343.0	8	Solid Bank Corporation	商業銀行	215.0
9	Rizal Commercial Banking Corp	商業銀行	290.0	9	China Banking Corporation	商業銀行	156.0
10	Solid Bank Corporation	商業銀行	279.9	10	Union Bank of the Philippines.	商業銀行	148.2
11	Metropolitan Bank & Trust Co	商業銀行	192.0	11	Allied Banking Corporation	商業銀行	140.0
12	Bank of the Philippines Islands	商業銀行	183.0	12	Land Bank of the Philippines	政府系	137.0
13	Bank of Commerce	商業銀行	160.0	13	Mindanao Development Bank	PDB	99.0
14	United Coconut Planters Bank	商業銀行	140.9	14	Bank of the Philippines Islands	商業銀行	90.6
15	Asiitrust Development Bank	PDB	138.9	15	Phil. Bank of Communication	商業銀行	65.0
16	Phil. Bank of Communication	商業銀行	125.0	16	Banco de Oro Commercial Bank	商業銀行	62.0
17	Allied Banking Corporation	商業銀行	94.1	17	Asiitrust Development Bank	PDB	50.3
18	PDCP Development Bank	PDB	54.0	18	LBP Leasing Corporation	非銀行	44.0
19	Monte de Piedad Savings	貯蓄銀行	50.0	19	PDCP Development Bank	PDB	41.5
20	The International Corporate Bank	商業銀行	35.0	20	Philippine Commercial Capital Inc	非銀行	35.0
21	Premiere Development Bank	PDB	18.7	21	Bank of Commerce	商業銀行	35.0
22	Capitol Development Bank	PDB	17.3	22	Dharmala Capital Investment & Trust	非銀行	33.0
23	Dumaguete City Development Bank	PDB	4.0	23	Equitable Banking Corporation	商業銀行	30.0
24	Hermose Savings & Loan Bank, Inc	貯蓄銀行	3.0	24	Development Bank of the Philippines	政府系	25.0
				25	Dumaguete City Development Bank	PDB	22.1
				26	BPI-Family Bank	貯蓄銀行	16.5
				27	Davao Cooperative Bank	地方銀行	11.6
				28	Rural Bank of Ibaan	地方銀行	10.4
				29	Davao City Development Bank	PDB	10.0
				30	First Consolidated Rural Bank Inc.	PDB	9.5
				31	Philippine National Bank	商業銀行	5.6
				32	Anchor Saving Bank	貯蓄銀行	5.3
				33	Filipino Financial Corporation	非銀行	3.5

出所：DBP 資料をもとに作成

注：それぞれ貸付終了時点での数値

DBP はあらかじめ各政策金融プログラム(Special Lending Program)毎にPFIのポジティブリストを作成するが、当初、各プログラムのリストに掲載されたPFIのうち、何割の銀行が実際に当該プログラムを取り扱ったかというデータをみると、ISSEP への実際の参加率は、

他の政策金融プログラムに比べて低い(表 11)。データがとれる 4 つのプログラムの中で、参加率が 5 割を切っているのは ISSEP だけであり、最も高い IGLF と比べると、30 ポイント近い開きがある。

表 11 政策金融プログラムへの PFI の参加率

	ISSEP	IGLF	ADB 3	JEXIM 1-3
各プログラムの適格 PFI 数(A)	70	88	49	55
実際に参加した金融機関数(B)	34	67	29	36
B / A(%) (参加率)	48.5%	76.1%	59.1%	65.4%

出所：DBP 資料および DBP が発行しているプログラム別パンフレットをもとに作成

注：1997 年末時点での各プログラムの適格 PFI と参加数の入手可能なもののみ。ISSEP には二次貸付分から参加している PFI も含んでいる。

ISSEP のアプレイザル時には、基本的に中規模以上の企業の利用を中心にプログラムを設定しながら、同時にかなり規模の小さな企業の利用も想定し、幅広い金融機関を PFI としてリストアップしている。しかし、実際は利用が中規模層に集中した(後述の 3.3.3 参照)。この要因として、自己資本比率の要求水準の高さや ECC 取得にかかる事務手続きの煩雑さがあると思われる。本行融資を申請するには、売上と所得の見積もり(Projection)が要件であり、それにはエンド・ユーザーの売上の記録を過去に遡る必要がある。しかし、小規模の貯蓄銀行や地方銀行レベルの顧客がこうした要求を充足することは容易ではなく、そのため、これら小規模の金融機関が PFI として認定されながら本行融資プログラムを積極的に利用していないものと思われる²²。

AJDF と ISSEP のいずれのプログラムも非常に順調に運営されており、PFI の参加率の問題も、本事業の実施面に対して特に大きな影響はなかったと考えられる。ただし、今後、本事業と類似の TSL を形成する際には、PFI のような仲介金融機関の選択の仕方とプログラムの条件の設定の整合性に一層留意することが望ましい。

3.2.4 DBP による PFI の管理

そもそもフィリピンでは長期金融市場が未発達であり、民間金融機関が自前の調達資金を使って長期資金を融資することが難しい。そうした中で、DBP が扱っている政策金融プログラムは PFI にとって資金調達費用が安く、魅力的な商品となっている。しかし、民間金融機関に対して無差別に転貸プログラムを提供するのではなく、適切な金融機関を仲介機関に選び、選んだ仲介機関を適切に管理することが、政策金融の実効性を高めるうえで非常に大きな意味を持つ。

DBP は、独自基準に基づいて PFI の選定と認定を行っており、1998 年末で 121 行の金融機関が DBP の PFI として認定している。DBP では、こうした認定した PFI を、包括的信用割当の設定、プレステージの活用、技術支援によって管理しており、完成度の高い管理体制を実現している。

(1) 包括的信用割当による管理

DBP は、本行海外経済協力業務の TSL である AJDF と ISSEP の他にも、旧日本輸出入銀

²² こうした小規模の金融機関の顧客にとっては、フィリピン政府の零細企業向け金融プログラムや世界銀行の IGLF などのほうが利用し易いという意見が聞かれた。

行、世界銀行、アジア開発銀行の政策金融プログラムも同時に取り扱っている。しかし、DBP が各 PFI に対して信用枠を設定する際、政策金融プログラムごとに信用枠を割り当てず、包括的に信用枠を設定し、どのプログラムをどの程度使うについては、各 PFI の裁量に任せている。この包括的信用割当方式は、現在のところ、資金の円滑な貸付実行もしくは消化という点では、大いに評価できるものとなっている。

各 PFI が、どの政策金融プログラムを重点的に扱うべきかを決定するには、それぞれの顧客の資金ニーズ、融資担当者の能力、経営方針、組織特性などの詳細情報が必要であるが、そうした情報を DBP が信用割当の時点で正確に知ることはできない。従って、次善の策として、各 PFI の独自の判断のもとで、最も自分たちに合ったプログラムを優先的に取り扱わせる方が、資金は有効に使われる²³。包括的信用割当方式は、現実的な対応としてうまく機能していると思われる。

(2) DBP の威信(プレステージ)の活用

個々のプログラムによって多少の差はみられるものの、DBP が取り扱う政策金融プログラムの多くは、上位 5 行の PFI によって、45% から 86% の資金が貸付実行されており、上位 10 行になると、この数字は 73% から場合によっては 100% になる。すなわち、こうしたプログラムは、一部の積極的な PFI によって支えられているものとみなされる。

表12 プログラム別の参加金融機関数と上位行によるシェア

	AJDF	ISSEP	CEFP	IGLF	JEXIM 1-3	IICP	IRP	ADB 3
参加金融機関数	29	34	10	67	36	23	34	20
上位 5 行のシェア	53%	60%	86%	73%	45%	61%	48%	68%
上位 10 行のシェア	80%	81%	100%	83%	75%	83%	73%	89%
上位 20 行のシェア	98%	96%	-	94%	95%	100%	94%	100%

出所：DBP 資料をもとに作成

注：比較のため、数値は 1997 年 12 月時点での残高による。

見方を変えると、各政策金融プログラムに関して 1 件ないしは数件程度の融資しか実行していない PFI がかなり存在するということである。前述のように、政策金融のプログラムの融資は審査項目など手続きが煩雑であり、PFI には特別のノウハウが要求される。実際、本評価で PFI を調査した際にも、政策金融プログラムの取り扱い件数が少ない PFI では、融資担当者が細かい要件に必ずしも明るくない様子も見られた。1~2 件の特別融資のためにノウハウを学び、DBP の PFI であり続けることは、一見、非常に不合理な行動のようにみえる。

しかし、フィリピンの民間金融機関、特に小さな銀行にとっては、DBP の PFI であることは威信の一種を意味し、PFI に対する顧客からの信用を強化するものと考えられている。このため、小さな銀行も積極的に DBP の政策金融プログラムの PFI になろうとしており、結果的にプログラムを利用できる企業数を増やし、中小企業の発展に寄与していると評価できる。

²³ また、各プログラムの取り扱いは、かなりの部分がマニュアル化されているとはいえ、一般の融資と比べると手続きは煩雑であり、審査項目もその内容もプログラムごとに異なっている。規模の小さな金融機関において、全てのプログラムを均等に扱うよりは、特定のプログラムに専念し、同一プログラムを数多く取り扱うことによって一種の熟練と専門性を生み出した方が生産性は高まる、と判断することは十分考えられる。その結果、そうした金融機関は、様々な政策金融プログラムの適格 PFI として認

(3) 技術支援を通じた管理

前述のとおり、本事業では、コンサルタントによる技術支援が実施されている。この技術支援の一環として、PFIs に対するプロジェクト融資技術の訓練を実施している。こうした長期資金にかかわる融資のノウハウの移転も、DBP が PFIs に対して指導力を発揮できる背景となっている。最近は、大規模な金融機関などでは、長期資金融資のノウハウをかなりの水準まで蓄積してきているとはいえ、信用調査、プロジェクト融資評価、融資手続きのマニュアル化などの分野では、依然として DBP による研修・トレーニングの需要は根強い。

3.2.5 PFIs によるエンド・ユーザーの管理

本事業におけるエンド・ユーザーの管理体制は、PFIs によって異なる。AJDF および ISSEP の貸付実行金額の合計が 10 億ペソを超えるような銀行では、政策金融を扱うための専門のスタッフを抱えているが、貸付実行金額の合計が 3 億ペソに満たない比較的小規模の PFIs では、企業金融一般を取り扱う部署の中で本事業も取り扱われている。また、銀行の大小によらず、フィリピンでは支店は融資決定権を持たないケースがほとんどである。多くの PFIs において、融資決定権を持つのは、本部(本店)のみである²⁴。

債権管理に関しては、多くの PFIs において、本部の融資統括部署の職員が、年に一回程度、融資先企業を訪問して概括的な管理を行い、それ以外の日常的な顧客管理・情報収集は、支店の直接的な債権管理担当職員による頻繁な融資先企業を訪問によって行っているとのことである。

表13 PFIs における本事業の管理体制

PFIs 名	管理体制
Planters Development Bank	本部の Account Management Group、Area Lending Centers、Credit Evaluation Department が担当
Philippine Commercial International Bank	本部の Middle Market Dept.の下にある政府系のプログラムを管理する Special Lending Division が担当
Union Bank of Philippine	本部の Corporate Banking Center が主に政策金融プログラムを担当
Far East Bank and Trust	本部の政策金融プログラムが担当
Asiitrust Bank	本部の Investment Banking Group の下にある 3 つの Unit のうちのひとつが政策金融プログラムを担当
Premiere Development Bank	企業融資を行っている本部の Business Department Group の下にある Credit Investigation Dept.が本事業を含む政策金融プログラムを行っている
PDCP Development Bank	本部の Corporate Banking Dept.の下にある 2 つの Unit のうちのひとつが本事業を含む政策金融プログラムを行っている

出所：ヒアリング結果をもとに作成

本評価で実施したエンド・ユーザーへのサンプル調査(後述 3.5 節参照)では、PFIs の支店の担当職員が十分な顧客管理を行っている、おおむね高く評価されている。

定は受けても、実際には少数のプログラムにしか参加をしないことになる。

²⁴ Far East Bank and Trust は例外的に支店がある程度の融資決定権を持っている。

3.3 サブ・ローンの実施状況

3.3.1 サブ・ローンの貸付

AJDF では、1991 年 11 月から 1995 年第 2 四半期までの正味 3 年半余りで、73 億 444 万ペソが 227 エンド・ユーザーに融資された(1995 年第 4 四半期時点で全額貸付実行済み)。

ISSEP では、1995 年 2 月から 1997 年 5 月までの 2 年 3 ヶ月で、56 億 556 万ペソが 184 エンド・ユーザーに融資された(1997 年末時点で全額実行済み)。

表14 サブ・ローンの貸付計画と実行の比較

単位：百万ペソ

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	合計
AJDF(計画)	1,500	2,590	2,177	-	-	-	-	-	6,267
AJDF(実績)	-	1,471	2,601	2,152	1,081	-	-	-	7,304
ISSEP(計画)	-	-	-	-	1,496	2,244	2,244	-	5,984
ISSEP(実績)	-	-	-	-	2,136	3,104	558	-	5,605

出所：JBIC 資料、AJDF PCR およびプロGRESS・レポート、ISSEP プロGRESS・レポート

注：計画と実績の合計額の差は、為替レートの違いによる

3.3.2 サブ・ローン金利

本事業では、サブ・ローンでの金利面の譲許性に留意しつつ市場金利の動向を転貸金利に反映させるため、転貸金利計算の基礎として WAIR(Weighted Average Interest Rate)を設定している。AJDF を開始した時の WAIR は、6 ヶ月ものの定期預金金利の加重平均であったが、現在は、91 日ものの TB(Treasury Bill)金利の過去 1 ヶ月の平均金利を採用している。

本事業では、運営委員会が設置され²⁵、WAIR の定義などの金利スキームが適宜見直されることになっている。現在まで、合計 3 回の転貸金利スキームの見直しが行われた。ISSEP は、第 2 回変更以降の金利スキームを採用している。

表15 金利スキームの変更

	AJDFの借款契約締結時	第1回変更(91年12月)	第2回変更(93年8月)	第3回変更(95年10月)
WAIRの定義	6ヶ月ものの定期預金の加重平均金利	60～91日ものの定期預金金利(各四半期の初日から2週間遡った週の加重平均金利)	91日ものTB金利(各四半期初日から2ヶ月遡った1ヶ月間の加重平均金利)	91日ものTB金利(平均を取る期間は借款契約に規定せず)
WAIRの見直し	6ヶ月毎	3ヶ月毎	同左	同左
固定金利	WAIR ¹⁾ -2%	1-5年:(WAIR-2%)+1% 5-8年:(WAIR-2%)+1.5% 8年-:(WAIR-2%)+2%	1-3年:(WAIR-2%)+2% 3-5年:(WAIR-2%)+2.5% 5-8年:(WAIR-2%)+3% 8年-:(WAIR-2%)+3.5%	同左
変動金利	WAIR-2%	WAIR-2%	WAIR-2%	同左

出所：JBIC 資料

注：1) 融資承認時のもの

²⁵ 委員の構成は、日本側が日本政府、本行(99年10月以前は、旧 OECF、および旧 EXIM)、フィリピン側がフィリピン政府、DBP、フィリピン土地銀行である。

表16 金利の比較表

	WAIR	DBP PFI (変動)	PFI エンド・ユー ザー (変動金利 ス プレッド3%と仮定)	PFI エンド・ユー ザー (5-8年固定金 利、PFIスプレッド3%)	市場貸出金利 (プライム・レー ト1)	市場貸出金利 (ノン・プライム 2)
1991年第4四半期	14.477%	12.50%	15.50%	16.50%	23.458%	-
1992年第1四半期	17.636%	15.60%	18.60%	20.10%	21.482%	-
第2四半期	15.350%	13.40%	16.40%	17.90%	19.026%	-
第3四半期	13.716%	11.70%	14.70%	16.20%	19.252%	-
第4四半期	13.716%	11.80%	14.80%	16.30%	18.157%	-
1993年第1四半期	12.999%	10.90%	13.90%	15.40%	16.679%	22.000%
第2四半期	10.66%	8.70%	11.70%	13.20%	14.739%	19.929%
第3四半期	8.52%	9.00%	12.00%	13.50%	12.591%	18.500%
第4四半期	11.20%	9.20%	12.20%	15.20%	14.723%	21.348%
1994年第1四半期	15.50%	13.50%	16.50%	19.50%	15.958%	23.011%
第2四半期	15.10%	13.10%	16.10%	19.10%	15.958%	22.000%
第3四半期	14.80%	12.80%	15.80%	18.80%	15.895%	18.641%
第4四半期	10.90%	8.90%	11.90%	14.90%	15.016%	17.016%
1995年第1四半期	10.00%	8.00%	11.00%	14.00%	14.007%	19.690%
第2四半期	11.10%	9.10%	12.10%	15.10%	16.562%	21.703%
第3四半期	13.40%	11.40%	14.40%	17.40%	14.462%	18.810%
第4四半期	10.60%	8.60%	11.60%	14.60%	13.697%	18.500%
1996年第1四半期	11.80%	9.80%	12.80%	15.80%	13.697%	20.928%
第2四半期	12.90%	10.90%	13.90%	16.90%	14.913%	21.363%
第3四半期	12.80%	10.80%	13.80%	16.80%	14.995%	20.859%
第4四半期	11.80%	9.80%	12.80%	15.80%	14.969%	19.745%
1997年第1四半期	11.60%	9.60%	12.60%	15.60%	14.482%	19.089%
第2四半期	10.60%	8.60%	11.60%	14.60%	13.764%	22.000%
第3四半期	10.70%	8.70%	11.70%	14.70%	13.216%	26.576%
第4四半期	14.70%	12.70%	15.70%	18.70%	17.423%	25.989%
1998年第1四半期	16.40%	14.40%	17.40%	20.40%	20.699%	24.598%
第2四半期	17.41%	15.41%	18.41%	21.41%	20.435%	21.185%
第3四半期(7)	17.00%	15.00%	18.00%	21.00%	16.030%	20.597%
第3四半期(8)	15.61%	13.61%	16.61%	19.61%	16.008%	19.989%
第3四半期(9)	15.15%	13.15%	16.15%	19.15%	15.604%	19.745%
第3四半期(10)	17.00%	12.83%	15.83%	18.83%	15.084%	19.645%
第3四半期(11)	15.61%	12.55%	15.55%	18.55%	14.977%	19.750%
第3四半期(12)	15.15%	12.48%	15.48%	18.48%	14.900%	19.750%

出所：JBIC 資料、IFS、フィリピン中央銀行発表のデータ

注：1)IFS より転記

2)ノン・プライム・レート(フィリピン中央銀行資料)の推移表より、各四半期の平均金利を計算

3)PFI における平均スプレッドは、AJDF、ISSEP とともに 3.1%であった。

AJDF では全般的に、そして ISSEP でも実施前半には、おおむね金利の譲許性が十分確保されていた。本評価のエンド・ユーザーへのインタビュー調査でも、特に早い時期に AJDF による融資を受けたエンド・ユーザーからは、金利水準に満足したとの回答が多く寄せられた。しかし、近年、サブ・ローン金利が市場金利に接近、あるいは同水準になる状況も見られる。

本事業では、サブ・ローン金利が決定される際に WAIR と並んで重要な要素に、PFI のスプレッド(最大 5%)がある。この PFI のスプレッドに関しては、PFI がそれぞれ独自に個々のサブ・ローンに対して決定する。サブ・ローン金利が市場金利に接近している現在のような局面では、エンド・ユーザーから、この PFI のスプレッドに対して不満がでている。サブ・

ローン金利における譲許性をどう確保していくのか、エンド・ユーザーとPFIの双方の納得するスプレッド水準をどのように設定していくのかは、今後の課題であろう²⁶。

また、本事業では、エンド・ユーザーがサブ・ローンの金利形態を変動金利と固定金利から選択し、融資期間中にこの金利形態の変更(変動 固定、固定 変動)を1回に限って行うことが認められている。しかし、エンド・ユーザーが適切な金利形態の選択・変更を行うためには、PFIから詳細かつ継続的な金利動向情報が提供されることが不可欠となる。おおむね的確な情報提供が行われていたと思われるが、エンド・ユーザーのインタビュー調査からは、PFIから金利形態の比較検討のための情報提供が皆無であったという回答も数例よせられている²⁷。

3.3.3 規模別分布

本事業のサブ・ローンをエンド・ユーザーの規模別²⁸にみると、AJDF、ISSEPとも、零細企業は件数にして各プログラムで5件程、金額ベースでも1%程度であり、小規模企業は件数こそAJDFで60件、ISSEPで50件あるものの、金額ベースでは約14%を占めるのみであり、サブ・ローンの大半が中規模企業へ融資されている。フィリピン全国企業の付加価値ベースの規模分布と比較しても、AJDFおよびISSEPでは全国平均より中規模企業のウエイトが高い²⁹。

表17 サブ・ローンのエンド・ユーザーの規模分布

規模区分	AJDF (金額ベース)	ISSEP (金額ベース)	(全国) 付加価値ベースの 構成割合	(製造業) 付加価値ベース の構成割合
零細	0.8%	1.2%	7.6%	4.4%
小規模	14.6%	14.2%	13.5%	10.7%
中規模	35.7%	37.6%	11.1%	11.6%
中小企業計	51.1%	52.9%	32.2%	26.7%
大企業	48.9%	47.1%	67.8%	73.3%
全体計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出所：国家統計局データ(フィリピン)、AJDFおよびISSEP プログレス・レポート、ISSEP Impact Assessment

注：1)ISSEPのImpact AssessmentにおけるCottageは零細(Micro)に含めている

2)AJDFの貸付終了時点の数値の区分は融資前総資産額が、零細(10～100万ペソ)、小規模(100～1,000万ペソ)、中規模(1,000～4,000万ペソ)、大規模(4,000万～2億ペソ)である。それ以外は、零細(15～150万ペソ)、小規模(150～1,500万ペソ)、中規模(1,000～6,000万ペソ)、大規模(6,000万～2億)である。

²⁶ PFIのスプレッドは、民間金融機関が政策金融プログラムに参加するインセンティブとなるため、ある程度は必要である。また、本事業では、エンド・ユーザーの貸倒れリスクをPFIが100%負うため、サブ・プロジェクト毎に異なるリスクをそれぞれのサブ・ローン金利に反映させることは必要であり、全てのサブ・ローンに対して一律のスプレッドを課すことは合理的とは言えない。

²⁷ PFIの担当者の情報提供の水準によっては、本事業の効果を薄める可能性もある。現在まで、PFIの情報提供が不十分な中で金利形態を選択したことによって、エンド・ユーザーの経営に重大な支障が生じたという報告はない。しかし、エンド・ユーザーが情報不足のまま金利形態の選択をせざるをえない状態では、本事業の魅力が損なわれることは確実であり、今後、PFIの担当者レベルでの的確な情報提供の徹底化を望むところである。

²⁸ AJDFの貸付終了時点とその後では企業規模区分が異なっている。詳細は表17の注2を参照。

²⁹ 但し、AJDFおよびISSEPにおける「大企業」は、AJDF一次貸付で総資産が4,000万超2億ペソ以下のエンド・ユーザー、それ以外では6,000万超2億ペソ以下のエンド・ユーザーを指す。

また、本事業の融資限度額は、AJDF、ISSEP とともに 5 万ペソ以上 1 億ペソ未満であるが、融資額規模別にサブ・ローンの分布を見てみると、両プログラムとも、1,000 万ペソ超 4,000 万ペソ以下が 3 割強、4,000 万ペソ超が 6 割強と、95% 余りが 1,000 万ペソ超の融資で占められている。100 万ペソ以下の貸付のシェアは、いずれのプログラムでも金額ベースで 0.1% にも満たず、ほとんど利用がない。

表18 融資額規模別分布(金額ベース)

	AJDF	ISSEP
10万超100万ペソ以下	0.03%	0.05%
100万超1,000万ペソ以下	5.02%	4.70%
1,000万超4,000万ペソ以下	32.85%	32.50%
4,000万超	62.10%	62.75%
合計	100.00%	100.00%

出所：AJDF PCR およびプログレス・レポート、ISSEP プログレス・レポート

これは、前述のとおり、AJDF および ISSEP の審査条件が中企業向けに設定されているので、小・零細規模企業が条件を充足することが困難であり、小・零細規模のエンド・ユーザー側から、また融資審査・管理を行う PFI 側からも敬遠された結果とみることができる。そして、本事業に対するごく小額の設備投資資金の需要も、ほとんど発生しなかったのである。しかし、AJDF のアプレイザル当時、DBP は、中規模企業に 20%、大規模企業に 80% の資金が供給されると予想しており、両プログラムを通じ、当初の見込みより多くの資金が中規模企業に供与されたことは評価できる。

3.3.4 期間別分布

本事業では、3 年から 15 年までの間でサブ・ローンの融資期間が設定できるが、サブ・ローンの融資期間設定は、いずれのプログラムでも 3 年超から 8 年以下に集中している。ただし、ISSEP ではより長期融資の比率が少し上昇している。AJDF における平均融資期間は 5.66 年、ISSEP では 6.48 年であった。

表19 融資期間別分布(件数ベース)

	AJDF		ISSEP	
	件数	比率	件数	比率
1 年超 3 年以下	12	5.29%	12	6.52%
3 年超 5 年以下	137	60.35%	81	44.02%
5 年超 8 年以下	70	30.84%	63	34.24%
8 年超 10 年以下	6	2.64%	16	8.70%
10 年超	2	0.88%	12	6.52%
合計	227	100.00%	184	100.00%

出所：AJDF PCR およびプログレス・レポート、ISSEP プログレス・レポート

また、10 年を超える融資が承認されたのは、AJDF で 2 件、ISSEP では 12 件である。その中でも 12 年を超える長期融資を承認されたサブ・プロジェクトは、ほとんどが非製造業 (AJDF では商業地区開発、ISSEP では病院・医療関連) の事業である。市場の変化が激しい現在、製造業で 10 年を超える返済を伴う投資をしていては、市場の変化に対して遅れてしまうことが必至と考えられる。従って、製造業で 10 年を超えるの融資承認が少ないことは、不合理なことではない。

本事業では、3年という融資期間の利用も少ない。AJDF、ISSEPともに7%以下である。本事業の「長期安定資金の供給」という事業目的は、十分達成されていると思われる。

但し、後述するように、サンプル・エンド・ユーザーのインタビュー調査からは、承認された期間に対して8割以上が満足しているとの結果がでているが、本評価の現地調査で訪問した企業では不満の声も聞かれた。

3.3.5 地域別分布

本事業では、両プログラムともに、約半数のサブ・ローンが首都圏(マニラ)へ集中しており、地域的な偏向が顕著である。これは、比較的本事業に適格と認められるような中小企業が首都圏あるいは周辺の大都市に集中していることと関係がある。また、PFIの中でも、地方銀行の参加が非常に少ないことから分かるように、非都市圏を基盤とする金融機関は、中小企業に対するプロジェクト融資に消極的である。このような金融機関は、本事業を顧客に斡旋したり、顧客からの需要を吸い上げて本事業に対するDBPの承認まで持ち込む能力が未だ十分でないと思われる。

表20 地域別分布

地方名	AJDF		ISSEP		全国中小企業 (事業所数)
	案件数	実績額比率	案件数	実績額比率	
イロコス	4	1.7%	3	0.90%	10.1%
カガヤン溪谷	1	0.1%	1	0.34%	4.1%
中央ルソン	28	9.9%	16	11.89%	10.0%
南部タガログ	46	19.0%	33	19.96%	15.5%
ビコール	1	0.2%	0	0.00%	4.5%
西部ビサヤ	3	1.9%	1	0.50%	7.7%
中央ビサヤ	19	9.4%	17	6.50%	5.5%
東部ビサヤ	0	0.0%	0	0.00%	3.0%
西部サマール	1	0.3%	0	0.00%	2.8%
北部ミンダナオ	7	4.1%	11	1.85%	4.4%
XI 南部ミンダナオ	11	5.0%	9	5.51%	7.1%
XII 中央ミンダナオ	1	0.3%	1	1.72%	4.1%
CAR コーディラ自治区	0	0.0%	0	0.00%	1.7%
NCR 首都圏	105	48.2%	92	50.84%	19.5%
合計	227	100.0%	184	100.0%	100.0%

出所：国家統計局データ、AJDFのPCRおよびプログレス・レポート、ISSEP プログレス・レポート

DBPは、シンジケーション融資へのDBP(リテール部門)の参加³⁰を、地方の小規模PFIを本事業へ引き込む契機となると見ていた。しかし、DBPのシンジケーションへの参加は1998年末までで合計4件、その内3件は比較的大きな商業銀行とのシンジケーションであり、DBPの希望するようには進んでいないようである。

3.3.6 用途別分布

AJDFでは、金額、件数ともに、約四分之三のサブ・プロジェクトが設備の拡充にたいする投資であった。ISSEPではこの区分での資料がないため³¹、サンプル・エンド・ユーザー

³⁰ DBPリテール部門が本事業のPFIとしてシンジケーション融資に参加することは、ISSEPから可能になった。

³¹ 本行への報告形態が変更されたため、ISSEPのサブ・プロジェクトに関しては、DBPは融資の用途についての情報をデータ・ベースに記録していない。

へのインタビュー調査から推測すると、ISSEPの導入時はフィリピン経済の最好調期であり、AJDFより多く、工場新設あるいは新規開業に対して融資を行っていたのではないかとされる。

表21 AJDFの用途別分類

用途	件数	構成比(%)	融資額(千ペソ)	構成比(%)
工場新規	55	24.2%	1,871,874	25.6%
設備拡張	171	75.3%	5,392,563	73.8%
設備更新	1	0.4%	40,000	0.5%
その他	0	0.0%	0	0.0%
合計	227	100.0%	7,304,437	100.0%

出所：AJDFのPCR

3.3.7 業種別分布

AJDFでは、金額ベースで製造業に75%(54億6,200万ペソ、171件)、非製造業に25%(18億4,200万ペソ、56件)が融資された。また、ISSEPでは製造業に70%(39億3,300万ペソ、118件)、非製造業に30%(16億7,200万ペソ、66件)が融資された。

表22 業種別分布

	AJDF	ISSEP
食品・飲料製造	13.7%	15.0%
繊維関連産業	13.5%	7.2%
金属製品	8.9%	11.5%
紙・紙製品	8.2%	4.9%
木材・コルク	7.2%	1.8%
化学製品	6.6%	8.9%
アパレル製品	1.4%	2.1%
非金属製品	1.9%	0.0%
家具・関連製品	0.5%	4.6%
生活用品	7.9%	0.0%
雑貨品	2.2%	0.0%
採石業	0.3%	0.0%
石油・石炭製品	1.2%	0.0%
運輸設備・修理	1.2%	0.0%
工芸品・家内工業	0.2%	0.0%
ゴム製品	0.4%	0.0%
プラスチック製品	0.0%	7.5%
電気・産業機械	0.0%	1.4%
宝石・アクセサリ	0.0%	0.2%
窯業・関連産業	0.0%	0.5%
ガラス・ガラス関連製品	0.0%	0.2%
製造業合計	75.1%	66.0%
運輸・通信	15.9%	26.5%
販売流通	2.8%	0.0%
漁業	2.6%	0.0%
プライベート・サービス	0.9%	0.0%
電気・ガス・水道	1.6%	0.0%
出版・印刷	1.1%	0.0%
冷蔵倉庫	0.0%	2.7%
病院・医療関連	0.0%	2.6%
教育	0.0%	1.9%
環境	0.0%	0.3%
非製造業合計	24.9%	34.0%
総計	100.0%	100.0%

出所：AJDF PCR および Impact Assessment of ISSEP

また、AJDFの対象業種、ISSEPのポジティブ・リストに挙げられた業種から外れた融資は行われていない。

製造業におけるAJDFおよびISSEPの業種分布を見てみると、フィリピンの全国付加価値ベース上位4業種(食品・繊維・金属・家具)への融資比率が、同31.0%、中小企業(従業員数200人未満)の産業別構成(付加価値ベース)の45.4%の、いずれをも上回っている(AJDFは49.9%、ISSEPは61.4%)。特に、食品・飲料、繊維・アパレルにおいて高い比重を示している。家具・関連製品への融資比率は、ISSEPでは全国の比率を上回っているものの、AJDFでは全国の数値を大きく下回っている。しかし、AJDFでは木材・木製品の比率は高く、家具と木材産業の数値を合計すると全国の数値を上回る。

その他、本事業では金属加工への融資比率が高く、全国企業および中小企業の比率(付加価値ベース)の4倍～6倍以上となっている。

表23 本事業の業種分布(製造業)

産業分野	構成比				
	付加価値 (フィリピン全国企業)*	付加価値 (中小企業)**	AJDF	ISSEP	《参考》 日本
食品・飲料	18.5%	26.7%	18.0%	22.8%	7.7%
繊維・アパレル、その他の繊維	9.3%	11.7%	19.5%	14.1%	3.4%
金属製品製造業	2.0%	3.9%	11.7%	17.5%	8.6%
家具・関連製品	2.2%	3.2%	0.7%	7.0%	1.3%
非金属製品	1.2%	1.9%	2.4%	-	-
出版・印刷、同関連製品	1.5%	3.9%	1.5%	-	5.8%
木材・木製品	1.0%	3.9%	9.4%	2.8%	1.3%
なめし皮・同製品、毛皮	0.5%	0.5%	-	-	0.3%
一般機械	1.2%	3.1%	-	2.1%	10.8%
窯業・土石製品	0.5%	0.2%	-	0.8%	4.2%
その他	62.1%	41.0%	36.8%	32.9%	56.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出所：国家統計局資料、AJDF PCR、Impact Assessment of ISSEP(フィリピン)、工業統計表(産業編)平成8年版(日本)

注：1)は1994年、**は1988年の数値。ここでの中小企業とは、従業員数200人未満の製造業者

2)フィリピンの全国および中小企業全般の業種分類と、本事業の業種分類の調整は以下の箇所で行われた：Fabricated metal prods except mach & equip はMetal Products

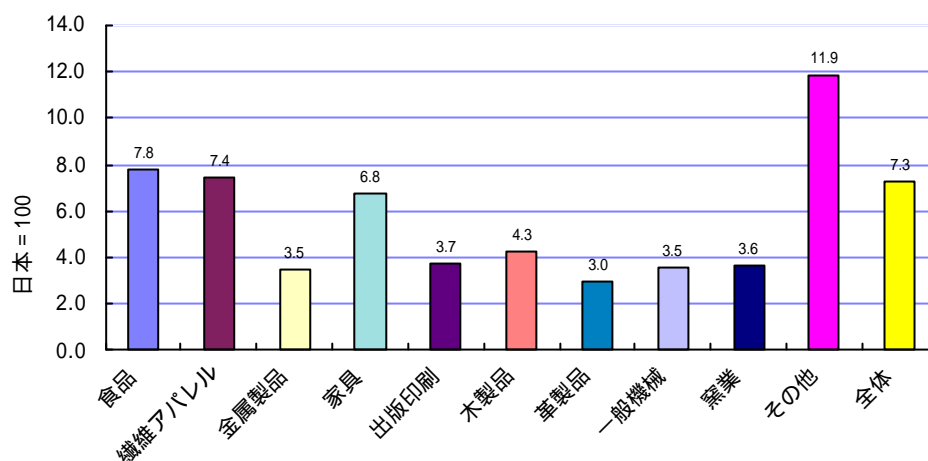
3)フィリピンと日本の産業分類の調整は次のように行った：

食料品 = Food、繊維、衣服・その他の繊維 = Textile and wearing apparel except footwear、金属製品製造業 = Fabricated metal products except machinery & equipment、家具・関連製品 = Furniture、出版・印刷・同関連製品 = Printing publishing and allied iron、木材・木製品 = Wood & wood products except furniture、なめし革・同製品、毛皮 = Leather and Leather products、一般機械 = Machinery except electrical、窯業・土石製品 = Pottery, China & Earthenware、その他 = Others(飲料・たばこ・飼料、パルプ・紙・紙加工品、化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、鉄鋼、電気機械、輸送機械、精密機械、など)、但し、フィリピンの分類である非金属製品(Other non-metallic products)は、日本の産業中分類では「窯業・土石製品」に含まれるので、ここでは数値を挙げなかった。また、日本の「金属製品」には「非鉄金属」が含まれている。

フィリピンの中小企業の一番の問題は、産業構造の歪み、あるいは業種間格差にあるとい

うよりは、それ以前の問題、すなわちあらゆる業種において生産性が低いということであると思われる(図4)。日本を100としてフィリピンの各業種の生産性をみると、もっとも高い「その他³²」でも11.9の水準にとどまっている。

図4 フィリピンの中小企業の付加価値生産の比較



出所：国家統計局資料(フィリピン)、工業統計表(産業編)平成8年版(日本)

注：付加価値生産額(1ペソ = 3円で計算)を従業員数で割ったもの。日本の数値を100とした産業の分類は表23に準ずる

これらのデータによれば、フィリピン中小企業育成の当面の課題は、すべての業種の実産性を上げることである³³。そのためには、比国政府の方針を考慮しつつも、現時点で支援対象を絞り込まない方が好ましいと思われる。

そうした中で、本事業は、融資対象業種を過度に狭隘にせず、それぞれの業種の中で設備投資に意欲的な優良中小企業に資金提供を行ったことを評価することができる。

3.3.8 延滞状況

現在のところ、本事業に関して、PFIsからDBPへの返済に延滞は発生していない。DBPは金融機関をPFIsと認定する際に、その金融機関全体の延滞率に関して、地方銀行は20%以下、それ以外の商業銀行や貯蓄銀行では15%以下であることを要件としている。その後も、延滞率が基準を超えると、DBPはその金融機関をPFIsから外す³⁴。この管理が、本事業に関しても、良い結果を生んでいるようである。ただし、経済危機後、PFIsからDBPへの返済のリスケジュールをDBPに相談するPFIsも存在するとのことで、事態の推移に注意が必要と思われる。

また、本評価が実施された時点まで、エンド・ユーザーからPFIsへの返済に延滞は全く

³² 「その他」は、電気機械器具製造業や輸送機械器具製造業などを含む。

³³ もちろん、戦略的にターゲットを定めて、特定業種を育てることも必要であるが、その時でも、他の業種に対する十分な配慮が必要であろう。

³⁴ DBPは、全てのPFIsに対して四半期毎に経営・財務諸表を提出するよう求めており、それによって延滞率もチェックしている。

発生していない旨、PFIからDBPに対して報告されていた。しかし、本事後評価でPFIにアンケートを行ったところ、いくつかのPFIから、1997年後半に発生した経済危機の影響で最近はずっと延滞が発生している、との回答を得た³⁵。これは、1997年10月からフィリピン中央銀行による延滞債権の定義が「元金の返済が6ヶ月ない場合」から「3ヶ月ない場合」に変更され、それに伴いフィリピン全体の延滞債権額も増加していることを考慮すると、ある程度やむを得ないと思われる。

経済危機発生以前に、少なくともDBPに対する報告上はエンド・ユーザーからPFIに対する返済に延滞が皆無であったのは、フィリピン経済全体が好調な時期にあったことを別にすると、1)本事業による融資を承認するエンド・ユーザーをPFIが厳選していた、2)民間金融機関側がPFIから外されることを恐れ、特に重点的に本事業のエンド・ユーザーの管理を行ったことが大きく影響していると思われる。

3.3.9 リボルビング・ファンドの運営

エンド・ユーザーからPFI経由でDBPに返却される資金については、DBPにおいて特別勘定(本事業では、Loan Administration Accountと呼称されている)を設けて監理し、本事業と同一のスキームのもとで同一の目的のために用いられることとされる(リボルビング・ファンド)。本事業では、AJDFとISSEPの特別勘定を統一しており、その進捗に関しては、3ヶ月毎に本行に対してAJDFのプログレス・レポートの中の「Statement of Loan Administration Account」の中で報告することになっている。特別勘定の管理は良好であり、リボルビング・ファンドからの貸付も順調に行われている。

3.4 技術支援(T/A)の実施状況

本事業では、いずれのプログラムでも、本行の調達ガイドラインおよびDBPの手続きに従い、ショートリスト方式によって、コンサルタントを選定した。

DBPは、AJDFでは、現地コンサルタント企業1社と契約した。ISSEPでは、PFIおよびDBPスタッフの訓練に関して現地コンサルタント企業1社と、そして裾野産業についての調査に関して別の現地コンサルタント企業1社と契約した。

本事業において予定された技術支援のTORは、全て実施されており(実施中も含む³⁶)、特にDBP職員、PFI向けおよび中小企業対象のトレーニングは終了時に高い評価を受けている。また、これらの技術支援の定量的効果を測定することは困難なため、定量的分析は行われていないが、ISSEP下で実施された参加者へのアンケート調査、そして本評価の現地調査の結果からは、それぞれの技術支援の受益者の技術が向上したと結論できよう。本事業は、開発金融借款における技術支援の成功例と高く評価できるとと思われる。

³⁵ PFIへのアンケート(10行回答)によれば、サブ・ローンに延滞が発生しているPFIは4行あり、延滞率は3.1%~7.5%となっている。1998年8月時点のフィリピン金融機関全体の平均10.5%と比較すると、良好といえる。DBPは、PFIからサブ・ローンに延滞が発生したと報告を受けた場合、PFIに対して早く清算の手続きをとることを促す程度で、具体的な指示をPFIに与えることはない。

³⁶ AJDFの技術支援Phaseでの「PFIの訓練」および「中小企業への技術指導」は、AJDFの終了後、ISSEPでも継続されて実施されており、さらにISSEPの終了後も実施が継続されている

表24 実施された技術支援(T/A)の支出内訳

AJDF		ISSEP
Phase I	～ の4つのプログラムの開発	(1)AJDF及びISSEPのプロモーション
Phase II	AJDFのプロモーション	(2)AJDFのインパクト調査およびTA部分の需要見積もりの実施
	PFIsの訓練 ¹⁾	(3)裾野産業のメカニズムに関する調査
	AJDF融資の計画・管理システム設備	(4)日本の開発金融・経済発展に関する講演シリーズの開催
	中小企業のトレーニング・コース実施	
	中小企業への技術指導 ²⁾	

出所：DBP 報告書、AJDF プロGRESS・レポート

注：1)PFIs に対する訓練は AJDF の実施期間中から ISSEP の期間に掛けて実施されたので、一括している。

2)中小企業への技術指導は、AJDF から ISSEP へ継続的に実施されており、一括して報告されている。

3.4.1 本事業のプロモーション

DBP は、PFIs およびエンド・ユーザーに対して本事業のプロモーションを行っている。PFIs に対しては、DBP がそれぞれのプログラムのパンフレットを作成し、PFIs の首脳陣との会合、PFIs の政策金融担当部署の職員への説明会などにおいて配布・内容説明を行っている。エンド・ユーザーへのプロモーションについては、潜在的エンド・ユーザーに対する PFIs と合同の説明会や工業組合との会合などを通して行なわれている。本事業の開始後、融資申請が急速に増加したことが示すように、このプロモーション活動は十分効果的なものであったと評価できよう。

3.4.2 DBP 職員へのトレーニング

DBP の職員に対するトレーニングの内、「日本の開発金融・経済発展に関する講演シリーズ」の一環として1997年6月9日～20日にかけて実施されたセミナーは、DBP 職員から、「政策金融(Policy-based Finance)」というものを深く理解する契機となったとして、高い評価を受けている。同セミナーは、日本開発銀行(現日本政策投資銀行)が受入機関となり、日本人講師による講演、それに続く講師と参加者間のディスカッションを行ったものだが、DBP からは15名の職員が東京に派遣された。

3.4.3 PFIs に対する技術支援

AJDF が開始された当時、多くの PFIs にとって中小企業向けのプロジェクト融資は、未だ不慣れな分野であった。そのため、PFIs に対する技術支援が非常に重要であった。DBP はコンサルタントと共同で教材を開発し、93年から95年にかけて4回のセミナーを実施した。合計で36行のPFIs(銀行33行、非銀行3行)が参加し、延べ参加人数は56人であった³⁷。

各セミナーの終了時には参加者にアンケート調査を行っているが、ほとんど全ての項目において5段階評価で4以上の評価を受けるなど、PFIs 側からの評価は高い。また、前述のように、現在では多くの PFIs が中小企業に対するプロジェクト融資に自信を深めており、部分的にはこのセミナーの効果が現れたものと思われる。この成功要因の一つには、AJDF の

³⁷ この参加者は、自分の所属金融機関の内部でDBPのセミナーで得た知識を広める役割も担っていた。

TA実施の最初の段階、各 TA プログラムの開発の中で、PFIに詳細な需要調査を行ったことが挙げられる。

3.4.4 中小企業に対するトレーニング・コースの実施

AJDF で雇用された現地コンサルタントは、フィリピン大学中小企業研究所(University of the Philippines Institute for Small Scale Industries; UP-ISSI)の下にある中小企業研究開発基金(Small Enterprise Research and Development Foundation; SERDF)と共に、延べ 19 コースの中小企業向けトレーニング・コースを開催した³⁸。1995 年第 2 四半期までの参加者は、延べ 517 人であった。PFI 向けコースと同様、各コースの終了時点でアンケートによる評価が実施され、いずれのコースも高い評価を得ている。

3.4.5 中小企業に対する技術支援

このスキームは、主にフィリピン貿易工業省に登録されている中小企業工業組合(Industrial Associations)を通じて実施された³⁹。1998 年末時点で、9 組合に対して技術支援が完了し、15 組合が実施中であり、さらに 10 組合からの支援要請を受理している。

このスキームでは、選定された工業組合の組合員(中小企業)に対して、経営・生産技術向上あるいは近代化に関する指導が実施された。このスキームの副次的効果として、指導を受けた工業組合が、単なる同業者の寄り合い、あるいは技術情報交換グループであることを超えて、組合員の技術支援ニーズを自立的にくみ上げ、政府機関が提供する技術支援プログラムと組合員の仲介を行う組織になったことである。日本の中小企業の発展の中では、商工会議所と並び工業組合が重要な役割を果たしたが、フィリピンの工業組合はまだ十分に役割を發揮していない。今回の工業組合を通じた中小企業支援が、その発展に貢献したことは大きな意味があると思われる。

3.4.6 AJDF の融資に関するインパクト調査および TA の需要見積み調査の実施

DBP は、現地コンサルタントに委託し、1997 年第 2 四半期に AJDF のエンド・ユーザーに対する融資のインパクト調査を行った。45 エンド・ユーザーをサンプル企業に選定、18 社が回答している。回答を寄せた 18 社の経営・財務状態は概ね良好で、本事業による融資を受けたことが企業の成長に貢献したとの結果がでている。

DBP によると、ISSEP に関しても同様のインパクト調査を行っているとのことであるが、1999 年 1 月時点で、回答数が 15 に留まり、回答数を増やすため調査を継続しているとのことであった。

また、ISSEP の TA では、1997 年 2 月から 5 月にかけて、技術支援そのものに対する需要見積み調査を実施している。この調査では、PFI で 8 行、工業組合で 32 組合、中小企業

³⁸ CRC は 5 コースを受け持ち、SERDEF / UP-ISSI は 14 コースを受け持った。

³⁹ 対象工業組合を選定する際、技術支援に対する需要の強さのみではなく、DBP による技術支援を終了した後、その技術・ノウハウを組合内で継続的に伝授していく計画が堅固であることが重要な要素とされた。

選定にあたっては、第 1 段階として、マニラにある各産業毎の工業組合(中央)連合会、DBP およびコンサルタントの三者協議会が設立され、1)技術支援の対象とする産業の特定、2)技術支援をする工業組合の特定を行った。2)の工業組合の特定は、技術支援の対象とされた産業の工業組合連合会が、傘下の工業組合に対して技術支援の需要調査を行い、その結果に基づいて決定した。

174社を訪問し、意見を聞いている。この結果は、それ以後の技術支援の設計に反映されている。

3.4.7 裾野産業のメカニズムに関する調査

DBP は、外資企業と支援産業のリンケージ構築に関する包括的提案を行うため、調査を実施した。この調査では、外資の参入が多い産業分野の7分野が対象となった。結果としては、まずは中小企業への融資の需要と供給のミス・マッチ状態を改善することが重要としている。また、ベンチャー企業への投資に関しては慎重な態度が必要としている。斬新な結論が出されたわけではないが、開発金融機関がこうした地道な調査・研究を行うことが重要であり、そうした努力の積み重ねによって、フィリピンの裾野産業、ひいては中小企業全体の向上につながると思われる。

3.4.8 本行融資の計画・管理システム設備

DBP は AJDF の技術支援の一環として、融資情報管理システムを整備した。このシステム (Management Information System) は、現在 DBP のホールセール部の情報管理システム課で運用されており、PFI の信用枠の執行状況の管理、個々のサブ・ローンの管理に利用されている。DBP は、広範な情報をこのシステムのデータ・ベースに記録しており、必要に応じて多様な情報が引き出せるようになっている。このシステムは、DBP のホールセール部の計画・管理に大きく貢献している。

3.5 エンド・ユーザーの本事業に対する評価

3.5.1 インタビュー調査のサンプル・エンド・ユーザーの概要

本評価では、現地コンサルタントに委託し、1998年12月より1999年2月までの3ヶ月間で44エンド・ユーザー企業へのインタビュー調査を行った(以下、「事後評価インタビュー調査」)。質問は、PFI のエンド・ユーザー管理の状況、本行融資のメリットなどを中心に構成された。以下では、同調査から得られた情報をもとにした、サンプル・エンド・ユーザーの概要、PFI の管理状況、本事業の効果とメリットなどについてまとめる。また、DBP から得られたサンプル・エンド・ユーザーの融資前の財務・経営状況に関するデータも適宜利用した⁴⁰。

調査方法は、全て対面調査で実施された。サンプル・エンド・ユーザーの選択は、まず DBP が候補者リストを作成し、それをもとに本行側が首都マニラ圏およびその周辺のエンド・ユーザーを選択した。そして、その中から DBP および当該エンド・ユーザーに融資を行った PFI(s) に協力を得られるものを選定してもらった。面接の予約など、コンサルタントとエンド・ユーザーの間の連絡は全て、DBP および当該エンド・ユーザーに融資をした PFI(s) を経て行われた。

⁴⁰ 当初、貸付実行後の経年データの提出に関しても DBP に提出を希望したが、DBP(ホールセール部)に保存されているエンド・ユーザーの財務・経営に関する詳細データは融資申請前のものに限られ、入手が不可能であった(これは、DBP の情報保存の不備ではなく、金融機関として通常の行動であることに留意)。さらに、時間の制約により、今回の事後評価インタビュー調査では、詳細な財務データの収集は行わなかった。

表25 事後評価インタビュー調査のサンプル内訳(産業分野別)

産業分野	AJDF	ISSEP
食品	4	4
プラスチック製品	2	2
金属製品	1	4
繊維・アパレル製品	3	3
電気機器部品	1	1
木製品・家具	1	0
パルプ、紙・紙製品	1	2
運輸	2	3
工業用化学製品	2	0
印刷	0	1
窯業、土石製品	2	0
その他(冷凍(蔵)倉庫)	1	1
その他(ガラス製品)	0	1
その他(包装)	0	1
その他(化粧品調整品)	1	0
	21	23

出所：事後評価インタビュー調査

注：2度以上本行融資プログラムを利用したエンド・ユーザーは、最初の融資によって区分されている。

基本的に、全てのサンプル・エンド・ユーザーは、PFI(s)との関係が比較的良好である。しかし、PFIあるいはエンド・ユーザーによっては調査(面談)に協力的であったとは言えないところもあり、サンプルの業種別構成などは、AJDFおよびISSEP全体の分布とは異なっている⁴¹。そのため、本サンプル調査結果には、限界があることも事実であるが、それでもなお、エンド・ユーザーの動向、考え方について大まかな方向性を示唆しているものと考えられる。

サンプル・エンド・ユーザー44社の内、最初にAJDF/ISSEPを利用した時の分類では、AJDFのエンド・ユーザーが21社、ISSEPが23社となっている。また、シンジケーション融資は3社が受けている(AJDFで1社、ISSEPで2社)。

サンプル・エンド・ユーザーの内11社が本事業から2度の融資を受けており(AJDFとISSEPあるいはリボルビング・ファンドによる貸付などの組み合わせ)、この双方の融資の間隔は2年余りと接近している。すなわち、PFIは最初の融資での成績が良いエンド・ユーザーに対しては、エンド・ユーザーにとって条件が良い本事業の融資を再度行い、積極的に支援しようとする傾向がみとれる⁴²。この同一エンド・ユーザーに対する複数回の融資を総計すると、延べサブ・ローン数は、59である。

表26 事後評価インタビュー調査のサンプル・サブ・ローン内訳(融資承認時期別)

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
AJDF	8	7	4	2	0	(3)	(3)
ISSEP	0	0	0	26	2	1	0

出所：事後評価インタビュー調査

注：()内の数値は、AJDFのリボルビング・ファンドによるサブ・ローンの数

⁴¹ また、サンプル地域をマニラ圏およびその周辺に限定していることも、サンプル・エンド・ユーザーの構成が本事業全体とは異なっている大きな要因となっている。

⁴² 同一エンド・ユーザーに対する複数回の融資は、同一プログラムの中でも行われており、ISSEPでは7社が2度融資を受けている。

AJDF のサンプル・サブ・ローンは、1992～1995 年に承認されている。また、ほとんどの ISSEP のサンプル・サブ・ローンは 1995 年に承認されている。

3.5.2 本事業の効果

(1) 従業員数への影響

本事業によって融資を受ける前と、事後評価インタビュー調査時の従業員数を比較して、増加した企業数は 26 社、減少した企業は 13 社である⁴³。本調査が経済危機後に実施されたことを勘案すると、従業員数が増加したサンプル・エンド・ユーザー数が多いという結果は、「雇用創出」の観点からはかなり良いといえよう。また、サンプル・エンド・ユーザー全体で融資前から現在までのあいだに増加した従業員数を単純に合計すると 6,355 名、1 社当たり 163 人余りの増加になる⁴⁴。

しかし、サンプル・エンド・ユーザーに対する貸付実行は 92 年から 97 年までバラツキがあり、さらに業種も多様なことなどの理由から、この数値のみを以って評価することはできない。また、単純には当該エンド・ユーザーの生産性が向上したのか否か、判断し難い、といった点には留意する必要がある。

(2) 新規開業企業への融資

本事業では、エンド・ユーザーに関する集計の基準が ISSEP で変更されたため、サンプル・エンド・ユーザーの約半数について「工場新設 / 新規開業」「設備の拡張」などの投資目的別の区分は分からない。しかし、サンプル・エンド・ユーザーの設立年と最初に本事業の融資を受けた時点の間隔を調べてみると、AJDF では企業設立から本事業による融資まで 3 年以内のエンド・ユーザーが 2 社であったのに比べ、ISSEP では 6 社に増加している。ISSEP では 1 年未満も 1 社あり、AJDF よりも活発に「新規開業」企業への融資が実行されていたことがわかる。ISSEP が実施されたのは、フィリピン経済が急速に成長し、金融機関全体が新規顧客獲得に乗り出した時期に当り、ISSEP も PFIs が有望な新規顧客の獲得をする手段として活用されていたと思われる。

(3) サンプル・エンド・ユーザーの認識する本事業の効果

本事業の融資を受けたことで、その後の資金調達においてポジティブな影響があったか、という質問に対して、サンプル・エンド・ユーザー 44 社中 26 社が肯定的な回答を寄せた。具体的には、15 社が「AJDF / ISSEP の融資を受けた際の PFI(s) から運転資金を得やすくなった」、7 社が「AJDF / ISSEP の融資を受けた際の PFI(s) から別途、設備投資資金の融資を受けることができた」と答えている(複数回答)。前述のとおり、PFIs が本事業を優良顧客獲得・確保の手段に利用している様子が垣間見える。

⁴³ 融資前の従業員数が DBP の資料から判明しなかったサンプル・エンド・ユーザーが 5 社あるため、合計は 44 社にはならない。

⁴⁴ ただし、サンプル・エンド・ユーザーの中の 1 社において、1995 年の融資以前は 205 人であった従業員が現在 5,000 人と急増しており、他のエンド・ユーザーの成長から突出している。この企業を除くと、全体の増加数は、1,560 人になる。

表27 サンプル・エンド・ユーザーの感じる本事業融資の効果

問：AJDF / ISSEP はその後の資金調達にポジティブな影響を与えたと思いますか？(複数回答)		
回答内容		頻度
はい		25
	AJDF / ISSEP を受けた際の PFI(s)から運転資金を得やすくなった	(15)
	AJDF / ISSEP を受けた際の PFI(s)から別の設備投資資金の融資を受けられた	(7)
	他の金融機関から運転資金の提供を受けることができた	(6)
	他の金融機関から設備投資資金の提供を受けることができた	(1)
いいえ		16
回答なし		3

出所：事後評価インタビュー調査

また、「他の金融機関から運転資金の提供を受けることができた」と回答したサンプル・エンド・ユーザーが6社、「他の金融機関から設備投資資金の提供を受けることができた」が1社あり、本事業による融資を受けたことが、サンプル・エンド・ユーザーの重要な信用実績になり、その後の資金調達にポジティブな影響をあたえていると思われる。

3.5.3 PFIsによる管理の状況

事後評価インタビュー調査では、融資申請時における顧客への情報提供やコンサルテーション、企業訪問などによるPFIsの顧客管理が実際にどのように行われているのか、エンド・ユーザー側の情報により確認した。

それによると、44社中36社のサンプル・エンド・ユーザーは融資申請書類の作成時に、頻繁、包括的かつ詳細な説明とコンサルテーションをPFIsから受けており、それに満足していることが判明した。しかし、3社は融資審査作成時のガイダンスがなかったため、申請書の作成に困難をきたしたと回答している。そのうち2社からは、サンプル・エンド・ユーザーからは、PFIsの担当職員はアドバイスをしなかったわけではないが不十分であった、再三の要求にも関わらず融資条件などの詳細を教えられなかった、という回答もあった。

表28 PFIsの顧客サポートおよび管理

	融資申請時のガイダンスの有無	申請書類作成時のアドバイスの有無	企業訪問 / 工場視察の有無	融資期間での財務・経営データの提出の有無
はい	36	38	42	34
いいえ	8(5) ¹⁾	0	0	4
無回答	0	6	2	6
合計	44	44	44	44

出所：事後評価インタビュー調査

注：1)()内の数値は、「ガイダンスはなかったが、必要性を感じなかった」との回答。また、無回答の理由は「当時のことを詳しく覚えていないので回答不能」というもの

融資審査時にPFIsの担当者が企業を実際に訪問したか否かについては、無回答3社を除き、全てのサンプル・エンド・ユーザーが訪問を受け、それによってPFIsの担当者がエンド・ユーザー企業の事業性を確認していたことがわかった。

また、財務・経営データの提出に関しては、年に1回の提出を求められたサンプル・エンド・ユーザーが殆ど(30社)であるが、4社は貸付実行後そうしたデータの提出は求められなかったと回答している。この4社の中の1社からは「期限ごとの返済が確認される以外は(PFIsによると貸付実行後に年1回は行われているという企業訪問を含め)PFIsから「管理」を受けたことはない」とのコメントがあり、PFIsの担当者によっては顧客管理のレベルが均一ではないと思われる。

一方、延滞状況を尋ねた項目では、延滞を発生させた経験のあるサンプル・エンド・ユーザーは44社中5社で⁴⁵、その内PFIが債権のリスケジュールを行ったものは2社との結果であった。また残りの3社は、技術支援を受けるよう助言、あるいは当該サンプル・エンド・ユーザーの財務・経営改善データの見直しといった事態改善への指導を受けている。

表29 サンプル・エンド・ユーザーの延滞の状況とPFIsの対応

延滞の有無		延滞発生に対するPFIsの対応	
はい	5	リスケジュール	2
いいえ	39	コンサルテーション導入の助言、事業計画見直し	3
		金利の変更	-
		その他	-

出所：事後評価インタビュー調査

本事業では、PFIsへのエンド・ユーザーの延滞に関して、DBPは1件も報告を受けていない。しかし、実際は、延滞はわずかに発生したが、PFIsの対応によって速やかに解消されたため、PFIsがDBPにあえて報告しなかったものと思われる。

また、事後評価インタビュー調査を行った時点で、操業を停止しているエンド・ユーザーが2社あったが、いずれの企業の経営者/所有者も別の事業を行っていたことから、その利益で本行融資の返済を継続し、延滞を発生させることなく既に完済している。

3.5.4 本事業のメリット

事後評価インタビュー調査では、サンプル・エンド・ユーザーによる本事業への要素ごとの評価(5段階評価、5が最高点)を試みた。その結果は下表のとおりであり、特に融資期間の長さや金額への評価が高い。

表30 本事業のメリット

	融資期間の長さ	金利水準	金利の安定性	変動・固定金利の選択可能性	融資金額
平均値	4.2	3.8	3.7	3.5	4.1

出所：事後評価インタビュー調査

注：5段階評価(5が最高点)

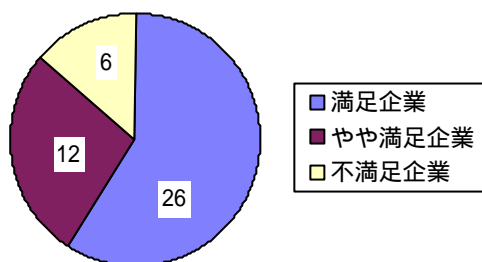
最も高い評価を得ているのは「融資期間」(4.2)、次いで「融資金額」(4.1)、「金利水準」

⁴⁵ どの時点で延滞が発生したのかという回答はない。

(3.8)「金利の安定性」(3.7)、「変動・固定金利の選択可能性」(3.5)となっている。

また、本事業の承認額に「満足」であると回答した企業(以下、「満足企業」)は 44 社中 26 社(59.1%)という数値も上がっている。他方で、「満足してはいないが、許容範囲」と回答した企業(以下、「やや満足企業」)は 12 社(27.3%)、「不満足であり、融資額が少なすぎる」と回答した企業(以下、「不満足企業」)も 6 社(13.6%)に上る(図 5)。

図5 本事業の承認額に対する評価



出所：事後評価インタビュー調査

注：サンプル数 = 44

本事業のメリットに関する評価を「満足企業」「やや満足企業」「不満足企業」ごとにみると、「不満足企業」は、他の要素についても全体的に評価が低い傾向がある。さらに要素毎では、「融資金額」で「満足企業」とそうではない企業の差が大きいことは当然ながら、「融資期間」では「不満足企業」とそうではない企業の差が大きい。金利水準に対する評価は、「満足企業」の方が高いものの、全体的に低い評価である。「金利の安定性」や「変動・固定金利の選択可能性」に対する評価は、この分類では傾向が明確ではない。

表31 本事業のメリット(承認額満足度分類による)

	融資期間	金利水準	金利の安定性	変動・固定金利の選択可能性	融資金額
満足企業	4.36	3.96	3.54	3.22	4.48
やや満足企業	4.40	3.80	4.20	4.20	3.70
不満足企業	3.20	3.33	3.50	3.40	3.17

出所：事後評価インタビュー調査

注：5段階評価(5が最高点)

融資承認額への不満が、全体的な評価の低さに繋がる背景を、AJDF を例に分析してみよう。データが利用可能である 64 社についてみてみると、サブ・プロジェクト費用に占める AJDF による借入れの割合は、借入れ計画段階で 59%、貸付実行段階では 56% となっており、平均で 3% ほどの見込み違いが生じている。その中で、10% 以上の見込み違いが生じているエンド・ユーザーが 10 社ある。

表32 サブ・プロジェクト費用の計画と実際の乖離

単位：百万ペソ

サブ・プロジェクト総費用		
計画	実際	実際 計画
44	62	18
216	250	34
23.4	35.3	11.9
61.9	63.2	1.3
63	78	15
10	12	2
62.5	72	9.5
99	115	16
41.3	50	8.7

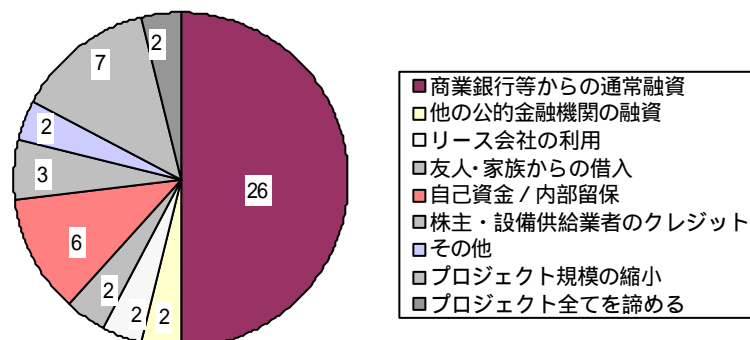
出所：AJDF の PCR

注：AJDF の PCR に記載された中で、サブ・プロジェクト費用に占める AJDF による借入れの割合が、計画と実行段階で、10%以上の差があった 10 企業についてのデータ

これら 10 社について、サブ・プロジェクト費用の計画と実際の差額をみると、ほとんどのエンド・ユーザーが 1,000 万ペソ以上となっている。本事業による融資額が、計画と実行段階で大きく異なることは少ないため、これらのエンド・ユーザーは、不足分を民間金融機関からの短期融資の借替え(roll-over)という不安定な資金に頼るか、内部留保で補わざるを得ない状態となっている。

このことは、事後評価インタビュー調査で本事業による融資を得られなかった時の次善策に関する回答(複数回答)に良く現れている。その結果をみると、「商業銀行等からの通常の借入(短期融資)で代替」が最も多く、26社を占める。次いで「サブ・プロジェクト規模の縮小」の7企業が続き、「自己資金/内部留保による補填」が6社である。「株主/設備供給業者からのクレジット」は3社、「公的金融機関からの借入」「リース会社の利用」「友人や家族からの借入」「ドル建て融資の利用」はそれぞれ2社づつしかない。そして「プロジェクトすべてを諦める」も2社あった。

図6 本事業による融資を拒否された時の次善策



出所：事後評価インタビュー調査

ほとんどのエンド・ユーザーは、本事業による借入れに長期・安定資金のほぼ全てを依存している。そのような背景から、融資額に関するわずかの見込み違いが事業の安定性と収益

性に直結、あるいは自己資金の食いつぶしにつながる。そのことが、本事業による融資の承認額に対して「不満足」である企業が、本事業全体に関する満足度も低い要因になっていると思われる。

3.5.5 本行融資に関する認識

事後評価インタビュー調査では、サンプル・エンド・ユーザー側での円借款に対する認識を調べるため、「AJDF / ISSEP の原資は円借款(日本の ODA)であることを認識していたか」という質問を行った。

表33 AJDF / ISSEP の原資は円借款(日本の ODA)であることを認識していたか?

	はい	いいえ
回答数	44	0

出所：事後評価インタビュー調査

その結果、本事業の資金の流れのなかで、実施機関とエンド・ユーザーの間に PFIs という仲介機関が存在したにもかかわらず、この質問に対する回答は全て肯定であった⁴⁶。

DBP がエンド・ユーザーに対するプロモーション用のパンフレットを用意した点は、本行の他の TSL プログラムと違いがない。しかし、そうしたパンフレットが有効に利用されるか否かは、エンド・ユーザーに直接接する実施機関あるいは仲介機関にかかっている。本事業が円借款を原資とした融資プログラムであることを、PFIs がエンド・ユーザーに明確に理解させている背景には、PFIs に対する DBP の広報活動が効果をあげていること、PFIs 職員を対象とした DBP の技術向上プログラムが成果を挙げていることが考えられる。

ちなみに、サンプル・エンド・ユーザーが本事業を知るようになった経路は、44 社中 17 社(AJDF で 7 社、ISSEP で 10 社)において、PFIs 担当者の直接的な勧誘であった。すなわち、PFIs は自分の優良顧客の中で適当と思われる企業を「一本釣り」で本事業のエンド・ユーザーにしている状況が良く分かる。

表34 円借款融資プログラムを知った経路(複数回答)

DBP のパンフレット	8
DBP のセミナー	0
PFIs のセミナー	3
PFIs 担当者が直接アプローチ	17
工業組合	2
商工会議所	2
友人 / 知人	9
その他	4

出所：事後評価インタビュー調査

⁴⁶ ちなみに、同様のエンド・ユーザー調査を行ったタイでは、この質問に対する回答は、サンプル・エンド・ユーザー33 社中 13 社であった。

3.6 事業効果

本事業では、譲許的資金の提供によるフィリピン中小企業の育成・強化に加えて、技術支援を通じた中小企業の人的資源の開発を目的としている。また、そうしたプログラムの実施を通して、民間金融機関の中小企業に対する融資を促進させることも目的とされている。本評価からは、いずれの目的も、達成されているといえよう。

3.6.1 中小企業の育成

本事業の結果、延べ 609 のエンド・ユーザーに設備投資およびそれに付随する初期運転資金が、譲許的な条件で供給された。本事後評価では、定量的なデータが不足したため、付加価値の増加など、直接的な中小企業育成効果は分析はできなかったが、エンド・ユーザーの延滞率の低さが端的に示唆するように、本事業によって成長力のある中小企業に資金提供を行ったこと、そしてエンド・ユーザーが本事業による資金を活かして事業を発展させたことは明らかである。例えば、繊維・衣料などフィリピン全体ではあまり高成長を期待できなくなった業種のエンド・ユーザーでも、設備投資を積極的に行い、事業内容を高度化させることによって、独自の成長を確保している。

また、本事後評価の現地調査時に訪問した企業からのヒアリングや、事後評価インタビュー調査からは、最近の経済危機によって深刻なダメージを受けたエンド・ユーザーも存在するものの、本事業のような政策金融プログラムの利用可能な環境を契機とし、新たな事業展開を計画しているエンド・ユーザーがかなりの数で存在することも確認できた。

また、本事業によって企業が飛躍的成長を遂げることができた、というコメントも事後評価インタビュー調査のサンプル・エンド・ユーザーから複数寄せられており、これによっても本事業による譲許的資金供与が、フィリピンの中小企業の育成に貢献したと評価することができよう。

3.6.2 実施機関および仲介機関の能力向上

本事業の実施機関である DBP は、AJDF が開始された当時、経営体制の建て直しの最中にあり、その融資審査・管理体制も再構築の途上にあった。また、多くの PFIs は中小企業に対するプロジェクト融資に不慣れであった。しかし、多数の中小規模のエンド・ユーザーに長期資金を供給する本行の TSL では、実施機関および PFIs のような仲介機関に規律のある融資審査体制と高い債権管理能力が要求される。そのため、本事業では両プログラムともに、DBP および PFIs に対する技術支援(TA)が実施されることになった。そして、この技術支援は、両プログラムの円滑な運営、管理に大きく貢献した。

前述のとおり、DBP は、AJDF の TA によって導入された情報管理システムを有効に使用し、効率的で高水準の PFIs 管理およびサブ・ローン管理を実行している。さらに、ISSEP の TA によって実施された DBP 中堅職員の日本研修は、DBP 職員の「政策金融」の理解を大きく深めることに役立ったと評価されている。

また、AJDF および ISSEP の実施中から継続的に行われている PFIs 職員を対象とした研修は、PFIs の中小企業融資、特にプロジェクト融資に関する技術向上に貢献したと、評価されている。DBP が引き続き PFIs に融資ノウハウを伝えていくことは、DBP のホールセール機能、仲介金融機関としての役割を維持し、さらにフィリピンの中小企業に対する融資を改善していく際に重要と思われる。

4. 教訓

開発金融借款の迅速かつ円滑な運営には、実施機関および関連機関に対する技術支援が有効である。

AJDF が開始された当時、本事業の実施機関である DBP は、経営体制の建て直しの最中にあり、その融資審査・管理体制も再構築の途上にあった。また、多くの開発途上国に見られるように、多くの PFIs は中小企業に対するプロジェクト融資に不慣れであった。そのため技術支援(TA)が活用されることになったが、この技術支援は、両プロジェクトの円滑な運営、管理に大きく貢献した。具体的には、PFIs 向けトレーニング・コース、DBP 中堅職員向け技術支援、DBP における情報管理システムの構築など多様なプログラムが実施され、それぞれの参加者から高い評価を得た。

また、本事業の TA によって、中小企業向けトレーニング・コースや中小企業組合(Industrial Associations)を通じた技術支援プログラムが実施されたが、こうしたコースやプログラムの設計と実施を通じ、DBP の中小企業の理解が深まったことも大きな成果である。

こうしたことの積み重ねが、金融機関の貸付技術の向上に繋がっていくのであり、ひいては中小企業の育成・強化に貢献する。今後も開発金融借款の導入に際しては、譲許的資金の提供とともに、実施機関および関係機関に対する技術支援が重要と思われる。



エンド・ユーザーによる事業
～缶詰工場



エンド・ユーザーによる事業
～キャンディー工場



エンド・ユーザーが購入したコンテナ
(輸入果物の冷蔵設備)

タイ「小規模企業育成計画 (I) (II)」

評価報告：2000年3月

現地調査：1999年1月

事業要項

	()	()
借入人	タイ産業金融公社 (IFCT)	
実施機関	タイ産業金融公社 (IFCT)	
保証人	タイ王国	
交換公文締結	1987年9月	1990年2月
借款契約調印	1987年9月	1990年2月
貸付完了	1992年9月	1995年6月
貸付承諾額	1,500百万円	1,000百万円
貸付実行額	1,500百万円	995百万円
貸付条件	金利 3.0% 償還期間 25年 (うち据置7年)	金利 2.7% 償還期間 30年 (うち据置7年)
調達条件	一般アンタイト	